

常とす而して、政黨は暗黙の間に之を推して領袖たらしめ甘んじて其指揮を仰くことを諾するものなり又各黨の領袖は必ずしも下院議員に屬するにもあらず例へばロルド、パーメルストン氏、ロルド、ラッセル氏か自由黨の領袖となりしときは正に是れ二氏か上院の一席を占めつゝありし時なりしか如し保守黨亦然りロルド、デルベイ氏に繼て領袖たりし者はロルド、ビーコンスフイーロドなり又同氏に繼きて起りし者は今日のサリスベリー侯なり又各黨の領袖は孰れも自黨の中より別に議院内領袖を指命し以て自己の屬せざる議院に於て自黨の運動を指揮せしむ大抵首相自ら上院議員なりしときは下院内領袖は財務大臣を以て之に任ずるを常とす

英國の政黨は頗る一致鞏固なるに拘らず必ずしも其領袖の指揮に唯々諾々して盲從するものにはあらず故に政權を握れる内閣も唯下院

内に多數を占むるの一事を以て満足し得々として高枕安眠すること能はざるなり特に自由黨中には内閣員となるべき人物續々輩出するに由り動もすれば黨中の一派か反對黨と連合して現内閣を排擠し己れ之に代りたるの例亦た鮮からず其一斑を示せば一千八百四十一年に於けるメルブールン氏内閣一千八百四十六年に於けるグラッドストーン氏内閣の如きは即ち同黨相闘の結果より組織せられたるものなり最近數年間に於て八十五議員の中立黨か常に政府の反對に立ち別に一旗幟を樹つるか故に此の中立黨の賛成を得れば從て政府を鞏固にするに必要なる一大多數を得るものなり故に此の中立黨を味方にするを得れば政府の運命は永く持續すべしと雖も若し之を失はんか忽ち失敗を招く因たらんのみ

第三 議會に對する大臣

余輩か前に言ひしか如く英國々務大臣は其國務大臣たる資格職權を以て議院に臨むにあらずして其上下兩院孰かに議員たるか故に自ら所屬議院に出て辯論することを得るものなり故に上院議員入りて内閣員となり一省の長官となるときは其次官若くは議院の書記官長は下院議員より選任するを恒例とす又下院議員にして大臣たる者は常に上院に對し代理者を置くものなり

内閣員は上下兩院に於て特別席を有す上院に於ては皇帝玉座の右側前面にして僧官次席の腰掛に座を占む下院に於ては世に「トレジュリ」一、ベンチと稱せらるゝ所の議長の右側第一席の腰掛に座を占む其左側第一席には反對黨の領袖及び前内閣員の列坐する所たり而して大臣席は嘗て空席となりしことなし是れ何時も政府員の説明辯論を要するなくして議事を經過すへき議題なきを以てなり

前世紀に於ける碩學ブラックストーン氏モンテスキュー氏デロルム氏等は英國憲法上立法權と行法權とは各々分離殊別して國務大臣と議會とは全然各々獨立するものと確信せるものと如し然るに余輩は今日に於て反て立法權と行法權との間には密着の關係ありて強て之を分析すれば立法權は行法權を凌駕するの勢ありて大臣は下院に對して其意を迎へ只管之に従屬するのみ唯時々大臣の懇請に依り若くは固執して動かさるに依り下院の議論を温和にし又は匡正するの例なきにしもあらず夫れ今日の下院は國王及び上院か時勢の變遷に由て失ふたる權力を舉げて己れ獨り之を專有せり故に立法權としては唯我獨尊幾んど之に當る者なく他の同業者(譯者曰く立法權に加はる國王大臣上院を斥す)の承諾を強請するの勢力を有し下院の意嚮は確乎不拔にして毎に勝を天下に制せざるはなし唯下院は躬ら行法權の號令を爲さざるのみ然れど

も誰か下院の承諾を得ずして行法権を行ひ得る者あらんや然らば則ち英國今日の大臣は國王の宰臣にあらずして人民的議院の代表者となり常に此の議院の感情と政略とに副ふ所の動作を爲すものなりと謂はざるへからず

然れども下院より出て大臣となる者は下院に對し一に下院の命令に是れ従ひ下院の示教に是れ服して叩頭屏息する所の臣隸的振舞を爲すものにあらず夫れ下院は能く大臣を推舉し又能く大臣を保護し又能く之を轉覆するの力ある主人公なることは論を俟たず然れども其主人公たる下院は一旦自ら信用して大臣を推舉したる以上は一に其信用を置きたる大臣の爲す所に放任し下院自らは遠くより之を監督するあるのみ

下院か此の監督權の大任を盡さんとせば下院亦た反對に下院の針路

を監視し及び指導する所の權力者の勢力に従順ならざるへからず若し下院自ら手を下さは無益の空論に日を曠くし遂に紛擾の議會に變じ人心倦怠して一も爲すことなきに終らん抑々議院の性質たる總ての計畫に對しては非常の能力を有すれども一事業と雖も實際の事業を親らすることは絶對的に不適任なりとす然るに反對に議會の行爲を監督し議會の事務を整理せしめ又能く問題を提起するの權力を有する者は何處にあるか曰く内閣是れのみ蓋し自然の理勢上然らむる所とす夫れ内閣大臣は其政權を握るの以前に於て其人物才能其他の長所特質を既に議院内に證明して自家の信用と價值とを政黨間に博するものなり彼れ大臣は多數の勢に推され君王の前に自ら大臣たらんことを申出てたる者なれば固より國家の行政は細大諳知し政府の急務及び國民の輿望を漏らさず諳知せざるへからず實に彼等は自

家政黨内の參謀官にして彼等の賛畫する所は一として聽かれされものなし

夫れ内閣大臣は彼の大臣たる言語に離るへからざる所の重々しき無形上の勢力を有するを以て他を説破するの力あるのみならず進んで他人を説服せしむるの手段を有せり其第一の手段は自家の責任是れなり即ち内閣大臣が議院に出て、某々の問題を通じてしめすんは我々は袂を連ねて一同總辭職を爲すあらんのみとの一語は往々反對黨を脅嚇するに足るのみならず味方の黨派を威嚇して再三再四反省熟慮を促すの力あり何となれば或者は之を聽て自黨の握れる政權を他黨に奪はれん事を恐れて内閣提出の問題に反對の投票を爲すことを躊躇すへし或者は己れ代りて政權を執るも亦た同一の困難に遭遇し朝に代りて夕に退かざるへからざるを豫知するときには強て現政府の

行爲を妨礙することの得策ならざることを思ふて遲疑すへければなり加之國王の大權として斯る場合に際しては内閣大臣に假すに議會を解散するか又は停會するかの特權を以てし以て政府の威嚴を保たしむることあり下院の後援に頼て立つ所の内閣が議會を停會し及び下院を解散するの權を有するとは一見頗る奇怪なるか如し而して停會は餘り重要な處分にあらず唯是れ下院を解散する階梯と爲すに過ぎざるなり豫め下院を解散せんとするの形勢を示して議員の決意を促すの效力如何は茲に詳説するを須ぬす到頭下院の信用を繋ぐ能はざる内閣は自ら潔く總辭職するか又は進んで下院を解散するか二者中一を擇はざるへからず内閣にして一旦下院解散の奏請を爲さんか今上女皇帝は毎に其請を容れて之に解散の權を授けざるはなし今や英國に於ける下院と内閣とは嚴然たる政治上の二大原動力とは

なれり下院は政治上の勢力と斷定權とを有し内閣は誘掖的權勢を揮ふて下院を獎勵す此の二政權(内閣)間斷なく相互に刺衝攻磨して其關係常に絶ゆることなし下院は開會を待て直に或は問題を提起し或は政府に質問し或は證憑書類の提出を要求する等に由り以て監督の權を行ふべく内閣は議院法に従ひ始終議會議事上の方針を凝視し常に議事日程を指定する所の主人公たり而して時勢に必要な議案に至りては大抵内閣より提起せられざるはなし大臣は國家の必要に應じ湧出せる所の問題に就き議會に注意を喚起し又議員より提出の議題に就ては自家の意見を陳辯し多數議員をして自己の所論に賛成せしむることを力めざるへからず之を要するに下院は政府の執るべき大體の政綱を議定し又絶えず諸大臣の行動を監視し其愛憎好惡に従ひ或は内閣を維持し或は之を顛覆す而して立法事業に限りては下院は

一に内閣の勸説する所に隨ひ初より其指揮を受くるあるのみ

國務大臣は上院に對しては下院に對するか如く從順なるを要せず又同一の權力をも有せざるなり上院の監督權には實效ある制裁を缺くに由り大臣亦た上院中に一味左袒する所の政友同黨の多數を得るの必要を感せざるなり近々百年以還上院の多數は常に保守黨の手裡に屬すと雖も徒らに頑冥不靈にして下院の議定したる改革新案を拒絶することを爲さず今や上院は有名無實の空權を擁するに過ぎざる有様なれば上院の後援あると否とは大臣の就職上に毫も必要を感せざるなり

第四 法律制定に於ける大臣

余輩は今茲に眞正の法律起草に就き大臣の職務如何を講究するに止め其後段に於て簡短に大臣の勢力が私利的法案起草に就ては如何に

微力なるかを一言し而して財政法案及び歳計豫算に關する大臣の職權は特に一項を起して詳論する所あるへし

夫れ議會に法案を提出するの權利を行ふには二途あり一は内閣てふ集合體を以て提出するの途一は單獨議員たるの資格を以て提出するの途是れなり而して此二途の中孰れに出づるも全く自由なりとす是れ則ち原則なりと雖も此の原則には二三の例外なきにあらず即ち國王の特權に關する議案を提出する者は獨り國王に屬し又榮譽及び爵位等の問題は必ず先づ上院に提出するを要するか如き是れなり國務大臣か法律案を提出するは國王の代理者たる資格を以てするにあらずして議員たるの資格を以てするを常例とす大抵事實に於ては發議權は大臣の手中に專屬せざるはなし彼れ大臣は議院多數の領袖なれば彼黨の冀望を法律と成し彼の主張せる改良策を立法上に實施

するの事一に大臣に屬せざるはなし夫れ大臣は國王と議會との信用に賴て國家百般の行政に任する者なれば苟も國家の良政及び國民の福祉に必要なりと信する所の議案は遲滯なく議院に提供するの責務を有す而して大臣は其地位國家の樞要を占むる者即ち當局者たるか故に國民の冀望及び利害を熟知するの便を有することは餘人の一籌を輸する所なりとす然るに若し實行せらるへき進捗策及び有益なる改良案の眼前に存在するにも拘はらず議會の注意を喚起すること忽にせんか尸位曠職の責を免れんと欲するも其れ豈に得可けんや然りと雖も何時の頃よりか大臣も専ら自己の見聞眼識のみに倚賴するの風を改め複雑精緻の問題を生ずべき重要なる議案の取調を爲すには議會をして之か調査委員又は研究會を組織せしむ此の特別委員會(セレクト、コミッテ)閉會を告ぐれば政府又は議院に報告を爲し

て委員の意見を提供す政府又は議院か此の報告意見書を見て有益の提案なりと認むるときは輒ち議場の原案となるなり
 内閣より議會中に提出すへき重要の問題は之を國王の勅語中に宣明するを常とす此の他にも開會中國王の勅使か王命を奉して提出するの法案あり但し此の手續に依て提出せらるへき法案は大抵國王の權利特權に係るものなり其他は概ね一政黨の領袖か自己の名を以て提出するか又は内閣大臣中の賛成者と連名し及び衆望の屬する有力議員の賛成を得て議案を提出するものに屬す
 英國大臣の發議權の如何に強大なるかを證明せんには蓋し政權上の處分權(大權)か事實に於て如何に下院議員に存在するかを見るより善きはなし法律上より論すれば國王の特權に關する議案を除く外議員の發議權も大臣の發議權と相並て均一なり然れども事實に於ては議

員の發議權を執行するの途は百方杜絶せらるゝ傾あり而して之に反し大臣は行政百司の長に位すれば行政官の補助に頼り又長く局に當り庶政の經驗に富むか故に何時も政務調査に敏活にして時論の問題を詳悉するを得るなり之れに反して彼れ單獨議員は獨力を以て調査の勞を負荷するか故に其勢ひ複雑の問題を提出するを避けて單簡なる問題を提起するを以て満足せざるを得ず若し單獨の議員にして行政の組織に關する議題或は議論の幾派にも分るゝ問題を提起せんか内閣之に賛成して政府提案となすにあらずんば到底首尾能く通過して成功を見るの期なけん此他國家全體の政略及び大改革の問題ならんか政府自ら之を手裡に收むるにあらざれば恐くは實行に至り難かる可し唯政府獨り能く議題の上に必要緊切の感覺を喚起し議會の紛議を切抜けて首尾能く通過せしむるの權力を有す單獨議員亦た

能く政治の方針に關する議題を提供すること之あるは疑を容れずと雖も奈何せん内閣の意見に反するの提出案に至りては到底之を通過すること無かるへし良し政府の駁撃を受くるなきも一議案とても單獨議員の提出に係るものにして無事に通過せしこと殆んど稀なり發議權は英國大臣の專有物たること又争ふへからずして又議會の立法事務整理上に缺くへからさることとなり今や議院法及び下院規則に明記して殆んど總ての議案は政府より提出せらるへきものとせり下院の議事は一週間に五日間を以て開會の日數とし時刻には制限なし唯水曜日は晝間に限り午後六時に至れば自主的に閉會するものなり然るに此の議事時間の最も短き水曜日を以て單獨議員の提出案を議するの日程と定めらる而かも閉會期の近ける日に至れば水曜日の議事日程にも仍ほ政府案を割付くことは往々免れざる所なり嗚呼

單獨議員の提案を議事に付することさへ既に困難なること此の如し而かも尙ほ且つ其議案は通過すること稀にして多くは徒勞に屬するを見る若し反對論者の二三者が午後六時を報するまで議論を延長するの耐忍あらんか會場は忽ち閉會せられて問題は已むを得ず次回に送らるへし其次回に送らるゝは輒ち成立に至らずして了る所以なり何となれば爾後の開會日は早既に他案を以て日程に填塞せらるればなり故に世人之を謂て議案は放擲せられたりと云ふ良し事此の如くに極端に至らずして其議案は兎に角議事日程に上り議事に付せらるゝとせんか發議者は自黨を以て組織したる賛成者を得るの途なく又國務大臣の如く權力を揮ふて議場に定數を満たさしむるの勢望を有せざるを以て自然の出席議員をして定數に満たしむる能はず遂に又空しく閉會となり議案を撤回せざるへからさるの結果となる可し尙

ほ一步を譲りて單獨議員の提案は幸に議院を通過したりとせんか今
 回は更に上院議員に於て此の提案に周旋の勞を取る者なかるへから
 す何となれば提案を書記局に廻附したる儘動議もなくして十二回の
 開會を経て議事に上らされは空しく廢案と認めらるればなり若し夫
 れ僥倖にも斯る迷惑に遭はずして上院の議事に上りたりとせんは尙
 ほ又幾多の困難を経さるへからす何りや上院は下院の賛成したる内
 閣提案を拒絶するの勇氣はなきも下院より廻附したる單獨議員の提
 案に對しては何の雜作もなく否決するに躊躇せさるの權力を斷行す
 るを得へければなり

一千八百六十一年に於て下院の委員會は宣言して曰く單獨議員
 をして立法處分の調査立案を爲さしむへき充分の餘地を與ふる
 にも拘はらず内閣に於て必要と認むる所の改正法案を提起する

の任務は首として國務大臣即ち國王の宰臣に在らさるへからす
 苟も内閣にして下院の信用を失はさる間は國家の良政及び安寧
 に就き責任を負はしむへきものなれば當に議案提起の事のみな
 らず議院の審査に附すへき手段方法も一に内閣の擇ふ所に任す
 るを妥當なりとす(トッド氏著論)

公益的議案は議場に於て三讀會を経るを要するか上に更に又全院委
 員會に審査評論を加ふるを要す先づ其第一讀會に於ては該案の條章
 を析ち細目に入りて直に討論を試むることなく單に大體議を以て採
 否如何を議決するにあり是れ單に形式に止まるものなれば書記官は
 唯其大要の朗讀に止め餘は省略に従ふを常とす故に第一讀會の通過
 は未だ該議案に對して何等の價值を有せず兎に角議題として審議す
 へきものたることを決したるに過ぎさるのみ而して其第二讀會に入

るや茲に初めて真正の討議に移り各々意見を戦はして大體の主旨に就き可否を採決す此の第二讀會に於ては或は修正案の出つるあり或は延期説の出つるあり而して全然下院が好まざる所の議案ならんか脆くも否決の厄運に遭逢して長く政海の底に沈淪せんのみ幸にして第二讀會を首尾能く通過せんか更に全院委員會に廻附せられ或は近時新に組織せられたる大委員會に附せらるる是に於て逐條討論及び修正案の審議起るものなり

全院委員會とは全院委員長の下に在て會議を開く所の議院其物に外ならず一旦議院に於て委員會に付することを決議せば議長は其席を去り書記官亦た退く是に於て全員は團欒大卓子を圍みて議事を開く是より發論自由にして各々同一問題に就き幾回となく意見を吐くことを得全院委員は全院總會の議員と同一なるに拘はらず互に打融け

且つ親密なる議事の性質なれば其發言も温乎たる談話體にして嚴格ならず互に簡單の注意を喚起する等絶て冗長艱深の演説を聽くことなし

全院委員會の議事了れば委員長は議院に向つて會議及び修正案の報告を爲す是に於て議院は先づ委員會に於て決議したる修正案より初め議案の逐條に就き一々採否を決す此の第二讀會中に各議員は尙ほ自らは認する所の修正案を提出するを得議院亦た確定議に至らざる前に議案の一部若くは全部を委員の審査に付することを得第三讀會に至れば議案の文辭體裁の外修正を爲すを許さず然る後更に大體議を経て確定議決し之を上院に廻附す上院亦た下院に於けると粗々類似せる所の種々なる手續を盡して之を通過せしむ

余輩は是まで下院が特別委員に議案の起草又は調査を委任するの場

合を言はさりき請ふ少しく之を言はん下院に於て特別委員を設くるの發議を爲すは大抵内閣員なり内閣員發議せさるも内閣員の同意を得ざるへからず而して内閣員は委員選定の方法如何に拘はらず其選定上に大に權力を有す委員は公會を開き審査に従事すれども討論は秘密會を以てす然れども各議員は何時たりとも秘密會に出席するを得但し議事に參加せざるのみ委員會は委員長に由て報告及ひ意見書を作り之を議院に提出す委員會は此の報告を爲したる時は別に議院の特命することなければ當然解散したるものと看做さるべきものなり然れども議院は第二讀會を経たるの後更に再び議案の審査を爲したる委員に廻送し重ねて取調を爲さしむることあり但し之も全院委員會に於て審議に取掛るの以前ならざるへからず此の如く特別委員會の干與を頼むも委員會の議事往々外間に漏泄し其結果甚た美なら

す僅かに内閣大臣の地位を固ふするを得は以て多幸として満足せざるを得ず

内閣大臣たる者は議案の議事に於て別に何等の特權を享有するにあらず唯議院の一議員たる資格として離るへからざる所の權利を有するのみ故に大臣と雖も委員會の討議を除く外發言權は唯一回のみ止まり賛成の發言と雖も尙ほ然りとす唯議院には兩政黨の領袖より指命したる發言者申込人名簿ありて議案の賛成者と反對者とを隔番に演説せしむるの仕組あれば此時に於て政府員は其名簿の筆頭に記名せらるゝを得るの特例あるのみ
既に述べし如く國務大臣の發言權も他の單獨議員と同じく單に一回に止まると雖も議院内に於て自ら先導者たり又勸告者たるの動作を爲すことを妨げず大臣は常に反對論を排斥し不完全の修正案又は本

案の主旨に戻る所の修正案を除却することを努め政府提出の議案を承認せしむること汲々たり凡る重要の討議に於て内閣員自ら参加せざることなく往々議長自身も發言の勞を取ることあり何等の議案と雖も單獨議員の提出に係るものは大臣か直に起て政府の名を以て之を辯駁し之を批難し之を拒絶し若くは之を贊成し之を修正するにあらざれば議題たるを得ざるなり然り而して大臣か議院の評決に就きて有する所の勢力如何は余輩の切に知らんと欲する所なり若し問題にして政略上の措置に關せん乎大臣は政黨中より最も尊信せらるる所の領袖として滔々雄大の演説を爲す若し議案にして各種政權の組織に係るものならん乎大臣は國家行政の得失利弊に精通するの人士として最も勢力を有す此の政略問題に於ても行政問題に於ても内閣は常に議院にして若し聽かされは辭職するの外なしと脅嚇的宣言を

爲すに因り議院たる者其領袖に信用を置くの間は大抵政府案に同意を表せざるはなし若し又全く行政又は政略上に關係なき單純の法律的利益の議題ならん乎是れ亦た内閣員は政黨中最も賢明の人物として兼て衆に推さるる所の者なれば常に其意見に出でざるはなし此の政治社會の俊傑名士か問題取調の事に從へば常に自黨より好意の補助を受くるに由り若くは己れ行政の局に當りて得たる所の實驗に由りて其取調は常に他人の調査に比すれば精確周到ならざるはなし故に内閣大臣か議院に於て或る手強き反對論に遭ふの場合は反對論者か多少議院内に勢力を有する人物にして而して其人か委員會の報告者となりたる場合の如きに過ぎずして且つ洵に稀有の事に屬す凡る議題は上下兩院を通過すれば國王の裁可を経さるへからず然れども是れ事實に於ては一の形式に過ぎず英國王は一千七百七年以來

否認權を行ひしことなし抑々否認權の國王に存するや否やさへ人或は之を疑ふ所なり矧んや今日英國王か否認權を主張するか如きは實に至難中の至難に屬するものゝ如し

第二種に屬する私利的處分の議題如何に就き一二言の辯明なくんはあるへからず夫れ此の私利的問題の議院に起るは常に會社同業者利害關係の町村及び郡の請願に因りて促されざるはなし故に一旦請願の提出あるも其後に至り該請願事件審査中願下げを爲さんか其問題は自然に消滅し議院自ら此の問題を取て議するの權なしとす抑々請願事件審査の手續か議院内の方式手續には似もやらすして却て裁判所の訴訟法に酷肖するは甚た奇と謂はざるを得ず即ち請願主唱者は恰も原告人の如く反對論者は被告人の如し而して其手續願る嚴密にして一點の脱漏あれば忽ち無効に歸せざるを得ず又議院は審査委員

を命ずれば(兩議院より選出したる混成委員を組織するの例最も多し)茲に裁判所か訴訟事件を審理するか如く辯護士もあり代辯人もあり宣誓を爲したる證人もあり訴訟費(請願費)もありて宛然裁判所に於けるの觀を爲せり審査委員は雙方の辯論を聽きたる後辯論廷を退きて評議決定する所あり若し委員に於て請願事件を却下すれば法律上確定裁判の効はなきも事實上に於ては確定するものなり若し委員に於て之を受理すれば之を以て議院に廻附す茲に初めて公益的議題と同一の方式に依りて討論評決せらる議院に於ては再ひ議論を闘はずとは極めて稀なり唯議事録に委員の論議を登録するに過ぎず國務大臣は此の私利的議案に就ては毫も發議の權を有せず且つ其議案か公益に危害を及ぼすの患ある場合を除くの外は亦た此の議題の討論に容喙せざるは古來確定の慣習なりとす一千八百三十年に於て

當時の大宰相ロベルト・ピール氏宣言して曰く余輩は斯の如き議題に
 は終始傍觀の地位に立ち毫も干渉せざるを可とす是れ余輩が多年の
 經驗に依て國務大臣たる者之に全然干渉せざるを以て原則とするこ
 と最も有益無害なりと確信することに躊躇せざるなりと此の他に亦
 た國務大臣の斯る問題に干渉を爲すへからざるの理由あり何りや曰
 く此の種の問題に對する決定は司法的判決の性質を有すること是れ
 なり故に議會は此の種の問題を裁判するに方てや人々各々黨派的精
 神を忘却して公平無私の心を抱き誠實に審判せざるへからず而して
 政黨の領袖は辯論上須らく中立の地位に立たざるへからざるなり

第五 豫算編製に於ける大臣

夫れ國王は責任大臣の意見に依りて行動し及び各種の政權を組織す
 るものなれば國家の歳入歳出の經理を以て自ら任するは當然の事な

り故に國王は先つ下院に向つて政府の需用金額を知らしめ下院は其
 要求額に充てんか爲め某々の所得某々の收入を爲すことを認許し租
 程其他の歳入に考へ需要の財源を見出し以て之が供給を爲す之を要
 するに國王は金錢を要求し下院は之を承認し上院は唯國王と下院と
 の間に成れる協議に承諾を與ふるのみ
 前述の理に由て三箇の規則起る曰く財政に關する法案は總て政府の
 發議に出るを要す曰く財政法案は先つ下院に提議せらるゝを要す曰
 く上院は片言隻句をも修正せず總括して豫算を承諾するか否らされ
 は之を拒否するを要す此の上院は豫算を拒否するを得るも修正する
 を得ずと云ふの規則は英國普通法に規定せらるゝにあらず亦た何等
 の規則にも明記せらるゝにあらず然れども實際憲法の應用上嚴施せ
 られ確乎として嘗て動かさる所の原則なり

財政に關する總ての議題に就ては其發議の權絶對的に國務大臣の專有物として保障せらるること此の如し故に國庫の負擔に屬する歳出の費用を要求するの權亦た唯此の國務大臣の專屬にして決して他人の容喙し得ざる所なり下院の決議録に曰く何等の請願と雖も國費を以て支辨を要する事件は下院に受理するを得ず又國王の請求ある外固定豫算又は議會の承認したる豫算の支拂に充つべき歳入を要する動議を審議するを得ずと此の決議は其後下院か之に牴觸せんことの際を避け強辯曲解して之に背戻せし事實無きにもあらずと雖も其之れ有るは洵に罕事にして大體は常に敬重せられざるはなし其往々背戻せし一二の例を言はん以下院か或る議員の發議に依り國庫に費用を仰かさるへからざる議案を可決し終に決議の結果として其費用を可決したり又政府をして財源を索めて某々の收入を豫算に組込ま

しめ内閣をして徳義上已むを得ず之に従はしむべき建議案を可決し又は決議案を通過せしめしことありしこと是れなり此の權利たる固より下院に屬するものたるに相違なきも特殊異常の事情ある場合にあらされは可成此の權利を妄用せざらんことを戒慎するものなり租税其他收入の議案に關し單獨議員發議權も亦た未だ全く消滅したるものにあらず彼の新に租税を課し及び税率を變更するの發議は一に政府より提起するを要すと云ふ原則は唯事實の上に認められたる規則にて未だ嘗て議院法に明記せられたる法規にはあらざるなり而かも此の原則は國税に關する事項のみに適用せらるべきものにして彼の地方税の徵課に提起するの事は固より各議員の權内に屬するものなり

歳入豫算に於ける議權前述の如し歳出豫算に關する議會の議權も亦

た頗る狹隘なるものあり即ち議會は能く政府の要求する歳出を削減するを得るも之を増額するを得ず之に反し歳入に就ては歳入豫算委員會に於て政府提出の租稅案を審議するに方ては各議員は減稅若くは某稅を廢し某新稅を起し若くは何稅に代るに何稅を以てする等の修正案を提出すること自由なり但し議會は此の修正權を實行すること容易に爲さざるのみ特に最近五十年以降政府發議の財政案にして修正を加へられたる場合は極めて稀にして僅々十指を屈するに過ぎざるなり歳出に於けるも亦た然り議會は經費削減の權を有するも雖も之を用ふること極めて稀なるのみならず政府に於ても議會が快く承認せざる可き恐ある所の定額に至りては敢て漫に要求して空しく削減の厄運に遭ふの愚を爲さざるなり

上來陳へし所は大略財政法案及び歳計豫算に關する特色の通規なり

其他豫算に關する議院の手續は略々公益的議案の手續に同じと雖も豫算調製に就きては請ふ是れより更に其細目に入りて少しく講究する所あらんとす歳計豫算調製の事は大藏大臣の任なり故に大藏大臣は各省大臣と協議して各行政部に必要の定額を定め次に國家の歳入と歳出とを較量して出入相償ふの目的を立て以て歳出に供給すべき財源を求む

大藏大臣は毎年十月初旬を以て書記官をして各省大臣に翌年四月一日より開始すべき年度經費の豫算案を提出せしむ然る後大藏大臣は各省提出の豫算案を熟視して冗費と認むるものあるときは之を其主任大臣と論争するの權を有す而して此の大藏大臣の監督權は陸海軍兩省に對するものを除き他の各省行政費に關しては頗る博大なり即ち大藏大臣は經費の金額に就き異議あるときは職權を以て之を裁斷

することを得然れとも重要なる問題にして到底和熟の望なきときは之を内閣會議に附して採決せしむ

大藏大臣の権力此の如く博大なるも陸海軍の經費に就ては其權力痛く制限せらる陸海軍大臣は大藏大臣に各々其定額豫算案を提出するを要すること勿論なり一たび豫算を大藏大臣に提出せば同大臣の承諾を経ずして豫算の編制又は類別に何等の變更を加ふることを得ず然れとも斯る事情あるか爲めに大藏大臣に於ても陸海軍真正の需要を鑑査するの職權を有せず従て陸海軍省の豫算に對しては他の各省經費に於けると同一の責任を有せずして陸軍海軍省の定額は共に内閣會議を以て評定せらるべきものなり

是に由て之を觀れば大藏大臣は職權を以て交附を受けたる豫算

案中自ら是認せざる所の經費の款項を刪減することを得大藏大臣の職權は之を以て極度とす然れとも實際に於ては穩便の手續を用ひ直に刪減する如き果斷を爲さず主管長官と經費の見積金額の多少を論争し其細目に立入り毎項條目を逐ひて一々費途を要する所以の必要を辯明せしめ此の下調の結果を以て精算を遂けたる後正當と認めたる費用を承認するものなり

經費の金額一たび決定すれば大藏大臣は之に充用すへ同額の財源を索め大藏省内部局に於て之を調査し豫め收得せらるべき收入の見積金額を定めて此の費途に充つるの豫算を立つ若し現在の租税を以て豫算に定めたる支出を償ふに足らずと認めれば大藏大臣は更に新税を課するか又は舊來の租税率を高むるかの發議を提起せざる可らず英國人は嘗て豫算を經常部と臨時部とに大別することを知らず唯一

を歳出豫算とし一を歳入豫算とし二者共に一大表に併記して國家の財政現況をして一目瞭然たらしむることを努めたり而して世人若し英國の歳出歳入は悉く毎年議會の議決を経るものと信するものあらは是れ大なる誤解なり英國は歳出に於ても歳入に於ても一旦可決せは固定不動の性質を有し永遠の法律となる其金額は毎年議決問題に上らず其豫算表の如きも主管大臣が固定歳出に宛てたる固定収入の殘金を如何に處分するかを定むる時及び此の殘金を毎年の議決科目に繰入ることを決議するを要する時の外は毎年新に調製の勞を取らずして永遠に据置くことを得るものなり英人之を固定經費と稱す此の永久經費は其多額なること英國歳出豫算中殆んど三分の一を占む即ち國債利子王室費王族の年給金文武官の恩給金裁判所費機密費其他の重要なる諸費等なり固定資金に流入せらるべき固定収入は即ち

固定經費を保障するものにして其額は英國歳入の五分の四を占む故に毎年夥多の殘金を生じ他の流動經費(固定經費に對する稱呼)に流用せられざるはなし

毎年議決を要する歳出豫算は左の四部に分たる

第一部 陸軍費

第二部 海軍費

第三部 各省行政費(陸海軍兩省並に大藏省の經費を省く)此の第三部には各省の經費

を彼此分別なく全く混同して編製したるものにして其總額を各

省各科目に分賦するは自然の慣例に任するものと如し

第四部 大藏省經費

右各部の豫算案は各々別冊に調製し下院に提出せらるる各省豫算と大藏省豫算は大藏大臣の署名捺印を以てし陸海軍省豫算は陸海軍大臣

各々之に署名捺印す

下院最先の職務は政府提出の議案に就き大體議を定め然る後次第に歳出豫算各項の金額を査定す是れ支出豫算委員會に於て爲すへき最先の義務たり次に其議決したる歳出豫算に對合する收入を議決することと是れ第二の職務なり即ち大藏省に許すに下院か自ら承認したる歳出豫算に充用すへき必要の租税を徵收することを以て併せて其徵收に關する方法手段を授けざるへからず是れ即ち收入豫算委員に於て爲すへき義務なりとす而して更に支出と收入との平衡を稽較し總豫算の金額を決定せざるへからず是れ即ち毎年議會開會期の末項までに議決を爲すへき決定豫算なり語を換て之を言へは歳出豫算は歳出豫算委員會に於て査定し歳入豫算は歳入豫算委員會に於て査定し然る後確定法律の形式の下に總豫算を決議すへきものとす

下院の會期の初めに於て直に豫算委員を組織し特に毎金曜日を以て豫算委員會の日程と定む然れども毎金曜日のみにては會日常に足らず政府提出の豫算案を辯護説明するの任は各省陸海軍省を除く及ひ大藏省所管豫算に就ては大藏大臣及び大藏書記官之に當る亦た其主務省の豫算審議に參與するを得るは勿論なりとす而して或る二三大臣は此の豫算會議を好機會とし議院に向つて其主管省の行政報告を提出することあり陸軍及び海軍の豫算會議は之と少しく趣を異にし特に陸軍大臣及び海軍大臣若くは其代理官を以て豫算の説明辯護の任に當らしむ又陸海軍大臣は議院に向つて其省務の要況を説明するを以て殆んど常例とせり故に豫算の款項の細目を逐ふて決議を爲すの以前に於て先づ大體議を開き之を議決す豫算會議には先後本末の順序なし例へは今日陸軍省豫算を査定すれば明日は海軍省豫算を議

し其翌日は他の各省の豫算に移る等取附片端より内外文武の各省及び各部の豫算を査定するものなれば議會開會期の終る頃に至らされは總豫算の全部を議了すること能はさるものとす

豫算委員長は議院に向つて委員會の決議及び査定科目を報告す議長は第一讀會の後第一讀會にては何れも決議に至らず片端より第二讀會を始め各款項毎に切斷して審査確定し或は間々決議を延はすもあり更に再調を要めんか爲めに委員に送るもあり修正せらるゝもあり承認せらるゝもあるなり併しなから深く審議を極め討論を盡すは概ね彼の委員會に於てす而して余輩か前に説きし如く此の委員會の性質たる元來親密和熟を旨とし各人か當局者と意見を述ふるにも懇話的の語調を以てし絶て口角沫を飛ばす的の激論を闘はずこと無きなり

既に歳出豫算委員に於て若干の歳出を査定し了りたる時は議院は更に歳入豫算委員を組織し政府をして右の歳出に供給すへき必需の財源を獲せしむることを調査せしむ而して歳入豫算委員會の開會度數は歳出豫算委員會の開會度數に比すれば甚た少し是れ英國下院は毎年の租税を悉く決議するにあらずして其歳入の七分の六は年々一定の法律に依て徴收せられ以て固定資金に投入せらるゝものなればなり但し政府か此の固定資金を以て固定經費外の費途に充用するには特に議會の承諾を受くるを要するのみ而して歳入豫算委員は一意國用を節減せんことを力め歳出豫算委員か承認したる經費を辨給するに足るへき必須の金額を除くの外は多くの餘贏を興ふることを承認せざるの風あり且つ英國會計年度は毎年四月一日に開始するも歳計豫算の決定議は議會開會の末頃(八月)に至らされは終了を告げず

故に此の間に於て政府は豫算成立の以前に假豫算を以て日々必需の支拂を辨給するの必要あり是に於てか歳入豫算委員は假に議會の開期中政府をして固定資金の中より若干金額を流用して當該年度の歳出を支辨することを許し然る後悠然閉會に至る迄に其餘を議決するものなり

大藏大臣は歳入豫算委員會に列席して目下財政の現状前年度豫算の不足若くは剩餘及び本年度豫算歳入の豫定額を説明し且つ租税減衰若くは増進、國債其他政府が議會に提起せんと欲する所の方案を申明し委員會は之に對し簡短の質問討論を爲して大藏大臣の提議を賛成し然る後委員會の決議を下院に報告す下院は更に審議討論を始め委員會の審査と同様の手續に依り或は之に修正を加へ或はある部分を拒否し若くは賛成を爲す

歳出豫算委員及び歳入豫算委員各々其主査の調査を終りて茲に初めて歳出と歳入との權衡を量り總豫算の金額を確定す此の豫算確定議は通常の法律案と同一の手續に依り開會の終期頃までに確定豫算案てふ一の議題として之を評決するものなり

偕て下院を通過したる豫算案か一旦上院に廻送せらるれば上院は之か審議を始めと雖も此の審議たる殆んど純然たる形式に過ぎずして些の價值を有せず今や下院は上院の豫算案修正權有無に就き論争するの有様なれば此の時に當りて上院か斷乎として豫算全部を拒絶するか如きは豈に容易に爲し得可きことならんや

上來述へし所の豫算成立に至る迄に要する種々複雑なる手續順序を通觀せば財務管理上の責任及び財政の經營か如何に大藏大臣の掌中に收握せられつゝあるかを推知するに足るなる可し實に大藏大臣は

各省の諸歳出に對して獨斷專行するを得る所の主人公たるなり彼か有する財務上の權勢は能く同僚大臣の要求を拒止し若くは修正せしむるを得而して議會又は各省の定額を消滅することを爲すも敢て之を増加するの權を濫用せざるなり又下院は大藏大臣に放任するに財政度支を整理し及び其經營上の方針を定むる等の事を以てし自身は只嚴に財政監督權を執握するの外亦た他を顧みざるなり且つ下院は豫算研究の爲めに別に常設委員を置くことをなさず豫算の審議の際に主管大臣をして各々説明嚮導の任に當らしむるのみ換言すれば下院は行法立法の二權者に能く天職的の職務を放任せり即ち行法權者には豫算を要請し及び増加するの特權を認め立法權者には豫算を消滅し又は拒絶するの特權を認むること是れなり而かも尙ほ其消滅又は拒絶の權と雖も容易に之を行はず良し之を行ふとするも極めて罕

事に屬す彼か歳出豫算の金額を消滅するの例及び租税法案を拒絶し又は修正したるの例は實に僅々指を屈して數ふるに過ぎざるなり近年英國の政治家か豫算の拒絶は以て内閣の失墜を來すの前徴となるの風を馴致するに至りしより大藏大臣の豫算調製に關する權力の一層伸張することとなりぬ

夫れ豫算の發議權を一切政府の頭上に集合するの制たる大に國家の財政に安固を興ふる至良の保障たるなり他なし國家は能く常に財政に特得の政事家を得て之をして功績を擧げしむること容易なるのみならず若し其過失あれば速かに之を取糺すも亦た隨て容易なればなり大藏大臣の任に當る者は最も老練精熟の政事家中より精選せられたるの人なれば其自任する所の責任も亦た實に重大にして彼は専心一意財政の經營に盡瘁し全幅の精神を傾注して熱謀深慮以て事に從

ふものなれば其成績の完且つ美なるは復に議院若くは委員の爲す所に超越するは亦た争ふへからざるの理なり若し誤つて財政整理を議院又は委員に委ねんか是迄財政上の事情には不知案内の多數人か妄に多數決を以て處斷し而して其責任の歸する所を問へは多數の頭上に分たるゝを以て到頭其責任は何人の頭上にも歸する所なくして輕々議了するの危険に陷るあらんのみ

英國豫算法は各省大臣をして各其定額の上に支拂命令を爲すに當り多少餘裕の地を與へたり豫算は固より細節小目にまで分たれあるも其細節小目の間は彼此流用を許し只項以上の科目に於て甲の項より乙の項に流用するを禁するのみ但し其項中の金額と雖も或項は頗る裕かに見積りあるか故各省長官は其定限額内に於て運動の自由を有するなり加之毎年確定豫算法の條件として若し國家の事業にして一

日も猶豫すれば危害忽ち醸生するの恐ある場合には陸海軍豫算の各項は互に流用することを許せり茲に注意を要するものは前項以下の節目に於ける金額を恪守することは法律の命する所にあらずと雖も大臣たる者徳義上漫然之を抛擲し去るを得ず然れども是れ唯冀望なるのみ命令にはあらざるなり此の冀望たる勢威赫々たる國家の主人公たる者の抱懷する所の冀望なるなり(譯者曰く暗に議會を斥すならん)

英國議會の財政上に於ける監督は一千八百六十二年以來漸く眞面目を顯はし來れり其より以前にも既に幾回か議會に於て歲計決算審査委員の組織せらるゝとありしと雖も斷續常なく一定常置の制とてはなかりき然るに今日は法律上必ず決算委員を設くることとなり議會は毎會期の初に於て定員十一名の決算審査委員を命し決算を檢查し及び國庫の需用に供給せんか爲め議會か評決したる實際の收入を監

査せしむ一千八百六十六年以來は此の常設決算審査委員の外にコン
トロール、エンド、フォーチャトル、ゼチラールと曰へる獨立の終身官あり
て補助官及び屬官若干人の助成に依りて真正の會計検査院たるの職
務を行ふこととはなりぬ

第六 大臣の行動に對する議會の監督

夫れ國務大臣は下院の推戴に賴て政府に立ち下院の後援に依りて維
持せらるゝものなれば下院の指示せる政略若くは政府の提議にして
下院の賛成を経たる政略を奉行せざるへからず然りと雖も五百乃至
六百の頭顱を以て組織せる所の下院豈に躬ら萬機の政事を執るに耐
ゆ可けんや殊に英國の如き強大國の複雑なる行政百般の細事に立ち
入りて下院か之を處理するとは到底能はざる所なり故に下院の職務
は政治の綱領を指示するに止まり此の綱領に従て大英王國を統治せ

んことを欲す故に此の綱領の軌道を踏むの内閣は永く之を維持し此
の軌道を逸するの内閣は忽ち之を轉覆して以て下院の監督權を行ふ
ものなり夫れ下院は躬ら政事問題を國務大臣の掌裡より攘奪すへか
らず唯國家の政務上某々の事件に就き間斷なく意見を吐露し又總て
特殊の問題に就ては決意及び定論を示し以て何時にても大臣に向て
其行動の辯明を要求し到頭大臣をして自家固有の意志とてはなく亦
た發企心とてはなくして單純なる議會の執行吏たるの職務に局促せ
しむるに至らしむるを要す而して又一方には大臣たる者は行政權の
真正なる首長なれば之をして總て責任を一身に負荷せしめ其運動上
多少優裕なる自由を保たしめざるへからず故に苟も國民の利益に危
害を加ふるの憂なく又議會の政治意見を冷眼視することなくんは議
會は之に賛成を表し之に援助を與ふるのみ之を概評すれば英國

兩議院は古來頗る善く行法權の獨立を尊重したり唯最近二十四五年以降動もすれば政府の職權内に立入るの傾向を顯はし爲めに一時は國家の安危に繋らんとするの虞なきにあらざりしと云ふ

英國の上下兩議院が政府の行動に就き監督權を操縱する所の方法手段は各々同一なり然れども余輩嘗て言へる如く上院が政府に與ふる制裁は政府の批難を天下に公示するに止まりて其勢力は極めて微弱なるも下院の勢力は常に内閣の運命を制し其起仆殆んど彼の方寸に存する者の如し見る可し兩院の監督手段に於て其趨勢の差異斯の如く甚しきを

凡そ英國内閣は從來何れの内閣も新に組織して政府に立ちたる時は直に兩議院に向つて其内閣に入りて政權を執りし理由及び將來施行せんと畫策する所の政治の綱領を説明せざるはなし若し又内閣中に

一二の更迭あらん乎總理大臣は議會に之を通知し及び某々大臣の退職せし理由を知らしむ此の内閣が宣言したる政治の綱領及び内閣員更迭の理由に就ては議會は之が爲めに討議を開くべきものにあらず唯之に對し一二の質問を爲し若くは注意を促すことは之れ有らんも一の動議を起して之を論決すべきものにはあらざるなり

議會の開會式には國王の勅語を以て開かる勅語は國王親臨して親ら朗讀し又は臨御の上總理大臣代て朗讀するあり若し國王開會式に臨御なければ特に宮内官吏に勅命して議院に差遣す勅語は概ね簡單に英國と諸外國との關係及び王國の内治の現状を説明し次に開會中政府より提出すべき主要なる議案を列擧するものなり上下兩院は國王の勅語に對して各自に内閣の政略に賛成若くは不賛成を表する所の奉答書を呈上し間々又一二の點に就き注意を喚起することもあり數

年以來此の奉答書の問題に就き討論數日に亘り八回又は十回甚しきに至りては其以上尙ほ幾回の會議を要せしことあり而して反對黨は此の機に乗じて現内閣に對し大に批難攻撃を爲せしことあり上下兩院は開會中各々其職權内の監督權を行ふに就き種々の方法手段を翻弄して政府に當る即ち或は質問をなし或は書類の廻送を求め或は審査會を開き或は説明を求むる等皆な政府に對し監督權を行ふの手段ならざるはなし而して諸大臣に對し續々質問を提すするの風は近時盛に流行し殊に下院に於て此の弊風最も甚しとす故に數多の政府員は日々紛然として湧出する所の質問に對して之か答辯を爲すに忙はしく惟れ日も足らざるの觀あり凡り一日の會議に於て質問に對する答辯の數は大約二十件以上或は時としては四十件の多きに及ふとあり但し質問書には議論を包含すへからず意見を陳述すへから

ず暗々裡に諷示の意あるへからず又開期中或る難問の議題に直接の諷刺を爲すへからず又質問の緊切なる事項の外他事に涉るへからず又一方の質問事項に就き答辯を爲す主管大臣は何等の論辯を用ふることなく僅々數言を以て答辯を爲すものなり斯の如く夥多の質問中には最も重要な問題もあり又最も淺薄聽くに足らざるの問題もあり従て輿論の注意を喚起するにも大に深淺輕重の懸隔ありて上は總理大臣の處置より下は一小胥吏の細瑕に係る事項もあり故に議院に於ても是等の問題は概して大抵評決を爲すに至らず亦た一の注意を喚起する迄もなくして齊しく之を高閣に束ね去るもの其數殆んど勝けて數ふへからず

フランクウィル氏曰く近頃質問の濫用益々増長し去る一千八百九十年の開會中當時の在野黨自由黨は質問に質問を重ね之を妨

害の手段に用ひ大に政府を窘束せしむるの效を奏せり彼の故らに地方税問題の終結を遷延せしめんか爲めには毎會六十乃至七十件の質問書を提起し其多きは一日八十九題の質問書を政府に投せしことあり

質問書中外觀上にては下院議員が眞誠に内外政治の大勢に刺激せられて提起したるものならんと思像すへきものは甚だ鮮し中に就き或る部分は議員の無邪氣なる好奇心に出て或る部分は議員の虚飾心より起るものもあり然れども現政府の政務を沮碍するの目的を以て無益の論辯を費し質問又質問とて續々提起するものは其數實に鮮少なからざるなり

議會は議會の請求に依り又は大臣の發意に依り證憑書類其他文書の報告を受く之を受くるには國王に向つて奏請するものなり下院の要

求に係るときは國務大臣は容易に之を拒絶することを爲さず政府が下院に報告を爲せば機密外に漏泄するの恐あるを以て若し政府か之を拒むの理由至當なるときは下院は強て之を要求するを爲さず唯此の場合に於て國務大臣は今日に方り之か報告を爲すは頗る政務上危害を醸すの虞ありとの一言を述べれば足れり又議會は大臣と議員との往復若くは下僚より長官に申報する秘書類の如き稍々秘密若くは一私事に涉る文書の報告を要求することを爲さず大臣亦た當該官に宛たる文書は其當該官に達せざる前には報告の時機にあらずとして之を議會に報告することを拒絶す又議會は外交上に關する文書の報告に就ては最も慎重を加へ敢て漫に政府に向つて之を要求せず凡ら外交上に係る事務にして時機未だ熟せざるに方り早く已に之を議會に報告せんか忽ち不測の禍を生じ遂に臍を噬むも及ふへからざるの

結果を來すことあり古人か所謂事密ならされは敗るといふの語は之を百般の事務に應用するを得へしと雖も特に外交の事に於て最も割切なりとすされは之を報告するの遲速と當否との如きは宜しく當局大臣の方寸に一任して彼れ當局大臣をして自由に斷行するを得るの餘地を有せしめざる可からざるなり

財政事項に關しては議會の權力更に強大にして且つ其監督權を行ふ亦た更に嚴密なり故に議會か内閣に向つて文書を要求するにも國王に奏請するを要せず直接に且つ命令的に要求することを得べく内閣亦た漫然之を拒否することを得ず而して其文書は單に内閣に向つて要求を爲すを得るのみならず苟も大藏大臣の監督の下に在る者には何官に向つても之を要求するの權あり加之一旦財政に關する文書報告の動議議院に起りたる時に當り之に對して國務大臣か確乎たる反

對論を試むる如きは極めて罕事なりとす

終に臨みて議會監督權の一手段として尙ほ言ふべきものあり何りや議院にして或る事件に就き深く事實を明瞭にせんと欲する時は審査委員を組織し之に委ぬるに文書の研究及び宣誓を爲さしめたる證人を訊問するの事を以て審査委員は立法部の論題に係る所の事項を講究するを目的とすること最も多しと雖も亦た正に某省の行政を監査し法律の結果及び法律施行の順序方法如何を調査することあり而して審査委員は大抵内閣の賛成を得て任命し各政黨の有力者を抜き組織するを以て例とすると雖も若し其組織せる所の委員にして内閣か將に任命せんとする意に反するの人々ならんか是れり閣々裏に内閣に向つて不信用を表するの前徴にして其結果は必ず審査委員を差向けられたる所の大臣の落職を見るか或は内閣全體の總辭職を來すこ

とを免れざる可し
 上來述へしか如く議會は常に耳目を萬般の政務上に注ぎ以て國民の利害禍福如何を偵察し議會が推薦し及び翼戴する所の内閣の舉止に就き最も密切なる視察を加へ屢々政府に向つて質問を提起し或は文書證據の提出を促し或は時に必要を感じれば審査委員會を組織する等の手段を以て内閣の政略は果して議院の輿論に適合するや否やを確めざるへからず渾て兩議院は政治の事項に就き其顛末を詳悉し以て過去の政策に對し批評を爲し又將來の政策に對し議院の冀望を述ふることを得是れ各議員たる者が動議を起して政府を刺衝する所以の具なり政府に向つて批難譴責を爲すの動議又は政府をして政治上確然たる新方針を取らしめんとするの動議は最も評論熟議を要するの問題なれば内閣自身が現に施設せる所の政策を辯明し擁護すへき

の必要は是等反對の動議起ると同時に起らざるを得ざるものとす
 余輩は今や議會否更に之を的切に言へば下院が政府を征服して占領したる所の更に重要な權力を述ふるの時機に達したり抑々重要な權力とは何りや監督權の結局及び其制裁是れなり
 夫れ内閣は下院の信任を失へば直に辭職せざるへからず然れども茲に英國内閣が立憲的動作を爲すに就て一の精緻なる問題あり即ち内閣は如何なる場合に於て信任を失ふたりと認知すへき乎立憲政體史は吾人をして内閣の失墜を來すへき事件を四段に分つことを得せしむ即ち左の如し

- 一 政府に對し明かに不信任の投票を爲したる時
- 二 内閣全體若くは或る一大臣に對して批難若くは譴責の議決を爲したる時

三 内閣の提議又は議案を否決し若くは内閣の痛く排撃したる提議又は議案を採用したる時

四 總撰舉に於て在朝黨が敗を取りたる時

信任投票に依て内閣の總辭職を促すの濫觴は最も近時に在り即ち一千七百八十四年に於てピット氏は僅々二箇月に足らざる間に下院より十四回の不信任投票を差向けられしに拘はらず毫も動かす毅然として内閣に踏留まれり然るに一千八百三十四年に於てロベルト、ピール氏は再三再四連戦連敗の後に至りて漸く政權を抛棄すへきを覺悟し以て到底下院の牢乎として抜くへからざる決心には従はざるへからざるは憲法上の必要なることを認め自ら内閣を退きたり一千八百四十一年に於てメルボルン内閣は六箇年の久しき間持續せしも自ら内部の軋轢に由り次第に勢力を失ひ加ふるに數回の失敗を重ね下院

に於てロベルト、ピール氏は現内閣は公益上必要と認むへき處分を下院をして承認せしむるに足るの信用を有せず斯の如き状態に際し現内閣を維持して依然政權を執らしむるとは憲法の精神に背戾するなりと大勢疾呼して動議を起せしかは直に三百十一に對する三百十二の多數を以て可決したり之と同時に政府提出の砂糖稅法案も亦た少數にて否決せられたり恰も其時に於て内閣は女皇より下院解散の特權を授かりたりしかは在朝黨は麥稅法案の再提出を以て選舉競争の踏臺と爲せしか農産黨は之を觀て反て己か利益を害せられんことを恐れ多數の保守黨を下院に送れり是に於て下院内に保守黨多數充満したれば直に現内閣に對し不信任の投票を爲し内閣は遂に政權を抛棄して總辭職を爲せり彼の一千八百五十九年に於てロルド、デルベ
 一氏の辭職せし所以も要するに此の不信任投票の結果ならざるはな

かりき即ち内閣の提議に係る改革案の失敗より遂に下院を解散せしか撰舉せられたる新議院は國王の勅語に對する奉答書に修正の意見を述べ且つ曰く陛下の現内閣員は議院の信用を失ひ且つ國民の輿論に負くものなりとの議を奏上せり

然れども政府は内閣全體に對する批難の動議も又は特に一大臣に對する批難の動議も大抵之を拒斥せざるはなかりき

批難の動議は特に今世紀の初頃に於て反對黨が政府攻撃の唯一手段として採用せし所なり然れども之を以て十分其目的を達せしは極めて罕事に屬せし事は言を俟たず但し之に依て一に内閣の失敗の原因となりし實例なきにしもあらず余輩は前世紀中一千七百八十三年に於てセルバイン内閣が亞米利加條約前提の件に就き下院が議決したる批難動議に因て更迭せしを知る又其後一千八百五十五年に於て

アベルデン内閣がクリミヤ戰爭の處置に就き下院が審査委員を組織するとの名義の下に隱然内閣批難の決議を爲したるに因り總辭職を爲せしことありしを知る又一千八百五十七年三月三日を以て下院はアロウに於ける最近の出來事に關し廣東に於ける暴戾の處置に對しパーメルストン内閣を批難せしかはパーメルストン内閣は下院を解散して内閣の曲直を國民に訴へしかはパーメルストン氏は新議院に於て著しき多數を得て再び其首領に推されたりしも其次年には佛國政治上の亡命者の問題に就き批難の投票を受けしか爲めに自ら落職したり一千八百八十五年にサリスベリー内閣は自由黨の勢力旺盛となり改選の議院に多數を得て議院が國王の勅語に農民社會を救護するの策を言はさりしを遺憾とするとの奉答書を決議し自由黨が再び政權を執るの思念を發表せしを見て總辭職を爲したり

批難の動議單に一人の大臣に對して起りたる時は内閣全體袂を聯ねて辭職すへき乎將た直接に批難せられたる大臣一人の進退に止まる乎は豫め一定の原則を立て之を斷すると頗る難し抑々其當時に於ける内閣の安危は内閣か有する勢位の強弱若くは在朝黨の利益向背等種々複雑錯綜せる所の事情に因由するものにして縱令漠然なからも豫め概則を立て之か標準を示さんとするも政海の波瀾は一起一仆千變萬化動搖して暫も止む時なく到底一定の死法を以て斯る政海の活劇を律し得可きに非ず要するに唯其當時人心の感觸に於ける程度の深淺如何と顧るあるのみ

若し批難の動議か政府全體の行政に關するものは勿論假令或る一大臣の行爲に關するものたるも其事體は延て内閣全般に涉るものなるときは其批難は共に内閣其物を攻撃するものと異ることなし是れ則

ち政府大政の傾向若くは政府の賢愚巧拙か間接に而かも明々地に問題となりて批難せられたるものなり若し斯る動議の起るあらんか英國内閣は直接に其攻撃を被りたる大臣と連帶なりと宣言するを常とせり

之に反し批難の動議か或る一大臣に於ける特殊の行爲に對するものならんか宜しく先づ前者と區別して之を論せざるへからず若し一大臣の行爲か内閣の針路とする所の政略上自然避くへからざる直接の結果なるか若くは其行爲たる大臣一人の發意及ひ意想より出つへからざるへき重要な事項ならんか括言すれば某大臣一人の行爲は内閣か議定する所の主旨に默契神通するものならんか是れ則ち政府全體の責任問題たるの性質を帶ふるものなり某の行爲某の事項に對する批難の決議は自ら其裏面に於て其行爲其事項の成立を教唆したる政

略に接觸したるなり故に其事を爲したる某大臣一人に對する批難は取りも直さず之を奨誘し之を賛成し若くは暗に之を命令したる他の諸大臣の頭上にも接觸するものなり

然れども英國政治社會に於て今日に至るまで未だ嘗て下院の一大臣に對する批難の決議に因て顛れたる内閣を見ず是れ畢竟各政黨の紀綱森嚴にして多數を得たる政黨の首領株は政府の至重なる利益の前には某々大臣も節を屈して服従せざるへからざる所以を忠告し其行爲を制して内閣全體の瓦解を未發に防くを得へければなり且つ夫れ大臣中に一人の行爲より延て内閣の存亡に關するか如き危険の振舞を爲す者あるも他より之を制止するときは其一人の大臣は斷然躬ら冠を掛けて勇退すること彼のヂヨン、ラッセル氏(殖民地大臣)か一千八百五十五年に獨り自ら分離せしか如くなるへしラッセル氏は特命の

任を帯ひて維納に使せり然れども氏が使命を果せし結果は痛く下院の嫌惡する所となりて満足の意を表せられず遂に氏に對する批難の動議は政府の之に對して強辯せしにも拘はらず到頭可決せられたり氏は之を見て急き自ら辭職を爲し以て内閣全體の將に顛れんとするを支持したり

今世紀の歴史は吾人に教ふるに一二大臣獨り批難の攻撃に遭ふて單身落職せし實例を以てせること數回なり是れ批難の行爲か某大臣一人の意志に出で單に其主管省の利益に關して内閣全體の政略に毫も關係を有せず而して他同僚大臣は之を賛成せざるのみか嘗て之に與り知ることなかりき而かも其與り知らざりし所以は己か職務曠廢に坐して之を知らざりしにあらす職務上與り知ることを要せざるものに屬すればなり斯る場合に於て豈に其責任を他大臣に波及せしむる

の理あらんや故に一の大臣が其職務執行中に於て疎忽の所爲、不法又は違憲舉動あらんか是に由て内閣全體の責任を生ずるの理あるなし即ち知る一千八百六六年に下院がロルド、メルウィル氏に對し不品行の訴をなせしも當時のピット内閣の瓦解を來さざりしを(但しピット内閣はメルウィル氏を辯護したりしに拘はらず)又一千八百九九年にヨルク侯が士官委員會の醜體なる受負を内助したりとの訴を受けしときも侯獨り潔く其進退を決せしか如き又一千八百十年にチャタム伯は下院よりワルシュレンの出征軍の報告をは相當の順序を経ずして直接に國王に之を奏問したりとの批難を受け終に同伯は獨り内閣の椅子を棄てざるへからさることとなりしか如き又一千八百二十五年にロルド、クラレンドン氏は内閣の議題に係りし事件の裁決をは怠慢に付し之が爲め非常の遲滯を來したりとの批難を受け獨り自ら辭職す

ることとなりしも内閣の位地は依然として毫も搖撼せらるることなかりしか如き其他一千八百五十八年に於けるロルド、エレンバロウフ氏の退職一千八百六十四年に於けるスタンフェルド氏及びロルド、ウエストバリー氏の辭職の如き皆一人一箇の舉措に正當を得ざりしに由りて他の批難を來たしたるものならさるは無きなり
以上の所説を約言すれば批難の矢を放たれたるか爲め其結果は大臣一人の退職に止まるか若くは内閣全體の總辭職を促すかは其批難せられたる事件の如何に依りて決するものにして即ち其事件が某大臣一人の意志より出てたる結果と看做さるべきものか若くは現政府施政の方針に因て他大臣の賛成獎誘を得たるものと看做さるるか因て決するものなり然れども現今内閣員の感觸の鋭敏なることは昔日の比にあらず而して各大臣間相連帶相庇保するの情更に一層緊密を

加へたれば若し今日にして内閣員中の一人がロルド、メルウイル氏若くはヨウク侯の如き批難攻撃を受くることありしならば恐らくは内閣全體の失敗を來して他同僚諸大臣の總辭職となるへし蓋し某大臣一人の已を得ず退職することとなれば内閣部内の平均を失ふこともあらん或は其退職は既に衰頹したる内閣の爲めには最終の一大打撃となりて内閣亡滅の導火線となるもあらん縦ひ然らざるも政府が幾回となく同僚の失職に抵抗して永く持續を計るは頗る困難なるへし政府の提案が議院に於て拒否せらるるか又は政府の反對する提議が反て議院を通過したるときは内閣の瓦解を招くことあり此の事に就ては概して英國々務大臣は佛國々務大臣の如く感觸鋭敏ならず苟も彼等の名聲を全うし品位を失はざる限りは自ら信するの篤き他の批難の爲めに軽く退職して一身を潔ふするの計に出づることを慎み可

成之を避くることの必要を知れり然れども今や英國々務大臣も今世紀の初頃に於ける政治家が辛ふして感覺を起し多少の注意を喚ぶ程の議決に對しても感覺過敏にして動もすれば不信任の標識なることを感知するに至れり之を要するに内閣の更迭を爲すの場合を豫め一定の法則に依りて律せんとするは到底至難の業に屬す余輩は前既に時の内閣諸大臣の之に對する感觸の程度淺深如何と顧みるに在ることを斷言せり而して尙ほ他に亦た變易常なき一原素が内閣變動の原因と爲るものあり何そや議院が議決を爲せる理由是れなり或時は議院は不良なる政策と認めたるか故に之を否決せることもあらん或時は現内閣を妨礙するの好機會を得たるものと認め故らに政府案を否決することもあらん究竟時運の成敗を察し時勢の得失を觀て政府自ら解悟する所ありて其進退を決するものにして亦た内閣員各自の氣

象如何にも因るもの是れなり
 内閣更迭を決するの斷案として議案を分て三種とするは又之を了解するの一便法なるに似たり若し議案にして各政黨間に論争する所の政治問題に毫も關係なく亦た行政組織に接觸せず亦た社會の秩序若くは經濟問題を含まざる者ならんか之を容ると否もとに依りて毫も内閣の進退存亡に關せざるなり唯大臣の性質自信自任の篤きに過ぎ荷も自己の説にして行はれさらんか一日も安んじて内閣に居るを屑しとせざる倨傲心を有する者は或は此の問題の通過せざるを以て決然袂を拂ふて勇退するものあらん然れともこは固より例外に屬す之に反し議案にして政府の組織に密着の關係を有するか又は内閣執る所の政綱に關するものならんか其議院に採用せらるゝと否とは一國政治の良否に關し政綱の張弛に繫る故に若し内閣にして下院と此

種の議題に就き和衷協同する能はずんは快く政權を放棄するあるのみ内閣は議會か内閣を認めて政務を遂行するに不適當なりとする時に於て大英王國を統治するの責務を曠廢することを得ず内閣自身か國家の利益に反すると信する所の政策を施行するか爲めに依然政府の首位に居り長く尸位素餐の譏を甘受するを得ず嗚呼單純なる原理より之を論する時は瞭然として明かなること此の如しと雖も一旦應用の場合に臨まんか時に從て變化し議題となれる問題其物の要否は勿論他に又當時の事情の纏綿紛糾するありて一概に之に答解を與ふるは決して容易の業に非ず夫れ從來内閣の政略か内閣提出案の否決に由て隱然攻撃をせられたるの例は一再到止まらず彼の選舉法改正案か否決せられたるに因てグレイ内閣は一千八百三十一年にデルベ
 一内閣は一千八百五十九年に議院を解散することを得しもラッセル

内閣は一千八百六十六年に之が爲めに更迭したり一千八百八十六年に於てグラッドストーン氏の愛蘭自治案の衝突は遂に議院を解散して國民の公論に其利害曲直を訴へたり又或時は下院が大英王國の施政上に缺くへからざる處置に關する方案を却けしに由り内閣の總辭職を爲せしことあり一千八百三十九年に於てメルボルン内閣はジャマイック(ユンチの地名)の憲法案が僅に六票の多數を以て第二讀會を通過せしときに於て既に辭職せり蓋し同内閣は此の案を以てジャマイック殖民地の安寧秩序を回復するに必要と深信せるも第三讀會に於ては之が否決せられんことを前知したればなり然れどもメルボルン内閣の辭職は時機の肯綮を得たるものにあらずして頗る大早計に失したりと謂はざるを得ず反對黨なるロベルト・ピール氏は自身代りて内閣を組織するを得ず遂に再びメルボルン氏出て、政權を握りジャマ

イック憲法案依て以て通過することを得たり一千八百四十六年にはピール内閣は愛蘭鎮壓條例の否決に遭ひ辭職を爲したり二種の議案は大略前に述ふるが如し茲に第三種の其間に投入するあり此の第三種の數は極めて多數にして且つ其種類無量なり大抵或點に於ては政治問題を惹起し若くは内閣執る所の政治綱領を伸縮張弛し若くは變更すへき法律案なれども去りて行政の施設に多少の困難多少の妨礙を醸生せざるにはあらざるも其可決せらるゝと否決せらるゝとに由て政府の政治綱領を根本より翻すか若くは決然として政府の行爲を妨碍する程の價值あるものにもあらず此の第三種の議題に就き内閣の進退を決するの斷案を一律に定むるとは絶對的に不能の事に屬す唯一に時の事情及び内閣の感情如何に依りて決するのみ故に微力軟弱の内閣は輕易の問題に遭ふても忽ち其更迭を免るゝ

内閣は一千八百六十六年に之が爲めに更迭したり一千八百八十六年に於てグラッドストーン氏の愛蘭自治案の衝突は遂に議院を解散して國民の公論に其利害曲直を訴へたり又或時は下院が大英王國の施政上に缺くへからざる處置に關する方案を却けしに由り内閣の總辭職を爲せしことあり一千八百三十九年に於てメルボルン内閣はジャマイック(アンチの地名)の憲法案が僅に六票の多數を以て第二讀會を通過せしときに於て既に辭職せり蓋し同内閣は此の案を以てジャマイック殖民地の安寧秩序を回復するに必要と深信せるも第三讀會に於ては之が否決せられんことを前知したればなり然れどもメルボルン内閣の辭職は時機の肯綮を得たるものにあらずして頗る大早計に失したりと謂はざるを得ず反對黨なるロベルト・ピール氏は自身代りて内閣を組織するを得ず遂に再びメルボルン氏出て政權を握りジャマ

イック憲法案依て以て通過することを得たり一千八百四十六年にはピール内閣は愛蘭鎮壓條例の否決に遭ひ辭職を爲したり二種の議案は大略前に述ふるか如し茲に第三種の其間に投入するあり此の第三種の數は極めて多數にして且つ其種類無量なり大抵或點に於ては政治問題を惹起し若くは内閣執る所の政治綱領を伸縮張弛し若くは變更すへき法律案なれども去りて行政の施設に多少の困難多少の妨礙を醸生せざるにはあらざるも其可決せらるゝと否決せらるゝとに由て政府の政治綱領を根本より翻すか若くは決然として政府の行爲を妨碍する程の價值あるものにもあらず此の第三種の議題に就き内閣の進退を決するの斷案を一律に定むるとは絶對的に不能の事に屬す唯一に時の事情及び内閣の感情如何に依りて決するのみ故に微力軟弱の内閣は輕易の問題に遭ふても忽ち其更迭を免るゝ

を得ず故に勢力なき内閣は重要ならざる問題を提起して竊に其信任を試みるの機會となすことあり實例を以て之を云へは一千八百五十二年に於けるラッセル内閣は洵に價值なき問題の決議に由て顛れた（り百二十六票に對する百三十五票の多數は民兵法案中一般を云ふ語を更めて地方の字に作ると云ふ修正案を可としたるに由り内閣は辭職せり）同年の末に於てデルベール内閣は豫算問題に就き衝突を來したれば之を機として一同辭表を呈せり斯く總ての場合に於て如何なる政府と雖も直接は勿論間接たりとも政府及び政治に關する議案に對し失敗に失敗を重ねる者は永く持續を計る能はざるなり

近年に至るまで豫算問題は内閣進退の問題と看做されしことなかりき一千八百十六年に於て下院が政府の反對を爲せしにも拘はらず不動産税及び釐金税（此の二税は戰時に於て一時課税せられしか其收額は無慮三億萬フランクに上りしと云ふ）の廢止を決議せしも當時リッ

ソール内閣は毫も退職せんとするの思念さへも起らざりき又一千八百五十一年に於てはロルドラッセル氏は砂糖税の問題に就き賛成者少數なりしも而かも尙ほ彼れは政權を保持するの意思を宣言して曰く租税問題は國民を代表する所の議院特り之を決定する權を有す故に議院にして政府が國政を料理し及び國家の信用を維持するに足るの金額を與ふる間は政府は議院の決議に従ふも強て政府の威嚴を墮したるものと言ふことを得ずと故に彼の一千八百五十二年にロルドデルベール及び其同僚が豫算問題に由て辭職せしは單に一時の出來事に屬す自由黨は又一千八百六十一年に於て宣言して曰く豫算の變更は内閣の變更を來さずと然れとも一千八百八十五年にグラッドストーン氏は飲料税法案を下院に提出したるに少數にて否決せられしを見て氏は是迄自ら主張せし所の持説を捨てて辭職を申出て曰

く憲法の精神に従へば財政法案に就き少数にて敗れたるときは大臣は宜しく議會の信用を失ふたものと自認せざるべからずと

グ氏曰く財政法案に對し強大なる反對論を向けられ少数にて否決せらるゝを坐視して之を容忍せば如何なる政府と雖も其品位を損せざるを得ず故に若し政府提出の財政法案に重要な修正を加へんと欲せば先づ政府更迭問題の起る覺悟なかるべからずと

晩近二十年以來更に一種の風習を馴致し内閣は議員改選の際新議院に反對黨所屬議員の多數を占めしことを確認せしときは直に辭職することゝなれり一千八百六十八年に於てヂスレリー氏が愛蘭寺院廢壞問題に就き下院に失敗を取りしかは女皇より議會解散の命を授かりたり然るに總選舉の結果は改進黨多數を占められたは在朝黨の保守

黨は女皇勅語奉答書の審議を開く時は直に信任投票を受けんことを察し之に先ち自ら政府を退きたりグラッドストーン氏及び其他自黨内閣員もヂスレリーの舉動に倣ひ自ら政府を去りたり是れ實に一千八百七十四年及び一千八百八十六年の事なりきヂスレリー氏は復た一千八百八十年に於て總選舉の結果自黨に不利益なるを見て自ら其職を辭し去れり以上の數例に照せば英國憲法の應用上に於て確然此一種の慣習の現に成立し存在するものあるを認知するを得へし是れ即ち政治的制度の進化に於て一新生面を開き國民が政府を選擇する上に就き間接に且つ最も有効に又能く昭々として人目に耀く所の一の干渉手段となれるものゝ如し

第四章 大臣と行政

國務大臣は行法權の首長なり行法權は國務大臣が命令を下して自由

に行動するを得る所の本來固有の領域なり然れども此の行法權に於ける國務大臣の命令は絶對的無限なるものにはあらず第一には國王の承認權に由り第二には首席同僚の統督に由り第三には議會の監督に由り常に其行動に就き他の制肘を受けざるはなし以上三箇の干渉に由り國務大臣の權力が如何に縮小せらるゝかは前既に之を説きたれば茲に復説するを要せず唯余輩は茲に前記三箇の制肘を受くるの外尙ほ英國には行政裁判所なきが故に如何なる性質の訴訟事件も絶對的獨立の司法裁判所に於て裁判せられ高位顯官の民刑事訴訟と雖も一の制限なく亦た條件なく總て司法裁判所に於て裁決せらるゝか如きは亦た以て國務大臣の行動に就き幾何か其自由を羈束するの阻得たる可き事を一言し置くのみ

更に進んで國王内閣議會裁判所等の諸權以外他に又國務大臣の職權

管轄を檢束するものあるを告げんとす何そや英國の地方制度是れなり抑々英國の郡市寺區聯合寺區等皆殆んど獨立自治の權を有すればなり故に余輩は茲に簡單に英國地方區畫の組織及び權限を説き由て以て中央行法權の直接の號令及び監督を脱かるべき地方行政職權の區域を明にせんと欲す

各省に於ける各省大臣の職務權限は行政事務通則に據て規定せられ事の重大にして決し難き特殊の場合には別に特例を設けて規定せるものあり之に加ふるに日々行政事務に従事する所の百僚を監督指揮するに就ては其れ々々規定せる所の内規あり而して特殊の事項に就ては國務大臣が親しく事務を視るは何時なるか且つ如何なる場合なる乎は特に大臣其人の氣質好惡及び省務の要否に因りて定まり豫め之を言ひ難し

英國には前に述べし如く私利的問題てふものありて議會自ら重要な
 許多の行政事務を處決することあるを記憶せざるへからず斯の如
 き行政事務は大陸諸邦に於ては大抵主任大臣の處分に任せざるはな
 し

國務大臣と其屬僚との關係は各國の法制及び其政治風俗に従て國毎
 に各々其情狀を異にせり之と同じく國務大臣の規則制定權も亦た國
 毎に多少廣狹の差ありて其形式各々同じからず此の二者は吾人の注
 意を喚起するの價值あるものにして殊に前者の國務大臣と其屬僚と
 の關係は政治の結果に就き大なる影響を及ぼすべきものとす

第一 地方行政

特殊の利益は一般の利益に従はざるへからず一個人の利益は國家の
 公益に降伏せざる可からず町村及び府縣の利益は天下の利益に屈服

せざるへからずとは是れ佛國の行政組織の根本たる原則なり蓋し佛
 國法律家は羅馬法の研究に由て養成せられ國家の最上權と云ふこと
 を認めて確乎動かすへからざるの眞理なりと信し天下國家の利益に
 對しては一箇人若くは一地方の利益は之を犠牲にし終に總ての利益
 は勿論總ての權利までも抛擲せざるへからずと云ふ思想に向つて何
 人も首肯心服せざるはなし佛國人は此の論理を推して至微至極の事
 にまで及ぼし以て妙趣を具し得たりとなすものゝ如し且つ彼等は思
 念すらく元來町村の美政を擧ぐるは國家全體の利益を増進する爲め
 ならは何故に町村の政務を擧げて國家官吏の嚴密なる後見の下に従
 はしめざるそ國家の官吏は實に萬能力を有して總ての權勢を具備す
 る所の哲人なりと

英國人は地方行政に就ても彼の特性たる論理よりも寧ろ實を貴ふの

氣象を顯はせり即ち英國の立法者は羅馬法の原則を學びたるにはあらずして從來の判決纂録に據り收拾したる事實を研究したるものなれば英國法律學としては未だ混沌鹵莽の譏を免るゝ能はざるは論を俟たずと雖も英國人は能く英國舊來の自由を尊重する者なり故に英國人は彼の到る處政體組織の原理として學者間に唱へらるゝ處の空漠なる原則を新規に應用するの途を發見することを努めさりき英國の制度は自然に時勢人情の必要に應じて發達したるものなり夫れ人の最も痛切に感ずる所の利益は其十中の八九は常に個人の利益に關するものなり彼の一般の公益に關する者の如きは國家の大塊てふ勢力を以て他の私益を壓抑することは爲さずして寧ろ個人の利益の爲めに犠牲と爲ること多く之に反して一個人の利益及び一地方の利益は常に敬重せらるゝを見る政府は唯個人の力及はざる所の利益を收

めて自ら其經營に任ずるのみ故に英國は今日大土木鐵道掘割築港等の事業は私立會社若くは地方團體に於て經營せられ政府の專賣に屬するものは特り郵便事業あるのみ

又一方に於ては英國政府は寺區市町村郡等の政治的地方團體に對して尙も國家全體の利益上政府の經營に任せされは不可なることの明瞭なるものを除く外可成的努めて各團體の利益を奪はずして各自の自由に經營する所に任せり即ち今や英國に於ては地方自治の主義普く全國に行はるゝを知るへし

英王國地方區畫は郡市の團體に分れ市は大抵郡外に在りて其十に八九は殆んど郡と獨立して郡の支配を受けず各郡の區域は廣狹大小各々差ありて從て人口の多寡も亦た甚しき相違あり其區畫は事物自然の理勢若くは事變に因り住民の需要に應じ順序もなく規則もなく

自然に成長したるものなり郡の下に復た小區畫ありて其名稱種々あり就中寺區の聯合は其最も重要なる區畫なり聯合寺區は常に初等教育貧民救助衛生等或る特種の目的を以て各寺區の組合を立てたるものにして各寺區間互に連鎖結合するの狀は頗る錯綜せるを觀る又郡の内に市の團體を爲さざるも或る群集の一團ありて一千八百五十八年の地方制度發布以來許多の共同事業を之に集中して又一種の地方團體を爲せり最後に英國地方區畫の最下級として寺區あり寺區は行政區畫にして又同時に宗教區畫なり而して既往百年以來聯合寺區の成立せしか爲め漸次大に其權力を減殺せらるゝに至れり

今や地方行政の改革案は數年以來年として英國議院の日程に上らざるはなし英政府は一千八百八十七年に地方組織の一大改革案を提出せしか自由黨は寺區を以て行政區畫の原位とし之を鞏固にして且つ

勢力ある自治區とせんことを欲し保守黨は之に反し寺區を有名無實にし別に更に廣き區畫を新設して地方行政の基點とせんことを欲し兩黨の論全く極端の傾向に赴きしため一致決議するに至らざりしか當時の内閣は之を觀て地方制度大改革案中より特に郡の組織に關する部分のみを抜き之を議院に附して決議せしめたり是れ乃ち一千八百八十九年一月一日を以て實施の期として發布したる法律なり今現行制度を明かに説かんと欲せば先づ一千八百八十八年の法律以前に於ける制度に溯りて茲に略説せざるへからず是れ一千八百八十八年の法律は如何に舊制度に改正を加へたるかを詳説するに於て最も必要にして論理上自ら然らざるを得されはなり

市制は一般畫一のものにあらずして某市の權利は特別法律を以て定められ他の某市の權力は議會の決議に依りて定めらるゝか如し概し

て之を評せは行政權は住民より選舉せられたる參事員選舉法は納税資格を以て原則とすれども其投票權頗る廣し及ひ參事員より復選せられたる長老エルクイメン參事會より選出したる市長の三者を以て組織したる市會に委任せらる長老は別段に本職とする所の主管を有せず參事會の外合議體をなさずその參事員と異なる所は唯名譽出席の權利を特有するの一點のみ市參事會は合議體にして又同時に執行體なり市參事會は市の公共事務を審議し又随意に市の事務を整理するを得て其決議は上級官廳の承認を受くることを要せず又市參事會は市吏員を任命し各種の委員を組織し之をして道路警察土木等の事業を經營せしめ市參事會自ら之を監督す

右の如き平民的組織の中に一千八百八十九年一月一日までは純然たる貴族的制度の存在せしを見る是れ即ち國王の任命に係る所の大地主の集合體にして行政及び司法の權を行ひ住民に課税を爲すの權を有す彼の郡長は職名と言はんよりも寧ろ爵位に近きものにして國王を代表す然れども郡長は殆んど自己の諸權力を失ひ地方行政に立入ることを爲さず「ロルド、リウトナン」(尉官)は郡の軍隊(民兵義勇兵等)の司令官にして大抵治安裁判所判事の職名を兼帶す郡の行政は不動産より純益二千五百法以上の所得を收入する大地主中より國王の勅選したる治安判事の手依りて取扱はる此の治安判事は法律上にては終身官にあらずと雖も事實に於ては殆んど終身官に異ならずして其數には定員なく其多きは一郡に百人以上を有す而して其職掌たる定期の開會期に召集せられて郡の歳出歳入を決議し郡吏を監督す又常會に於て日々の郡事務を取扱ひ同時に警察權を行ひ違警罪及び輕罪を裁判す

或る特殊の利害關係の爲め數寺區を以て組織したる聯合寺區の行政は納税人の選出に係る所の委員之を施行す故に單獨の寺區は今や殆んど一の行政區畫として存在するの必要を失へり其自ら經營する所の寺區の行政事務は悉く移りて聯合寺區の管理に屬したればなり今は單獨寺區に於て措辦すへき事務として殘るものは大抵寺院の墓地道路の保護街燈及び貧民救助の數件のみ而して寺區の權力を握る者は概ね貧民救助税を納むる者を以て組織せる區會なり此の區會の決議に依り各々專任の事務を負擔する所の擔當人を任免す擔當人は各々其負擔の事務に就き區會に報告を爲すの義務あり即ちチャーチワーズン(寺院管理人)バリアールボールド(墓地管理人)ウエイワーズン(道路掛)ライチングサルウエイヤー(點燈掛)ガールデアン、エンド、ラワーズァー、オフ、ゼ、ブローワー(貧民救助掛)等是れなり

上來述へし所の各種地方團體の上に就ては聯合寺區の行政を除く外國家即ち中央政府の監督は殆んど皆無と謂て可なり聯合寺區の庶政は此の世紀間に於て中央政府の制令及び監督の下に従はざるもの殆んど無し即ち初等教育及び學校の事務は文部省之を監督し公共の救助事業は地方政務省之を監督す此の中央監督を行ふに唯一の最良方法として寺區より入市税を徴收し中央政府は此の徴收したる税金を各地方政廳に分配す地方警察は間接に内務大臣の職權の下に設置せらるゝに因り内務大臣は町村寺區及び聯合寺區に警察費として入市税金を配賦す其配賦を受くる所の地方團體は中央政府の要望する所の條件に従て警察を組織せざるへからず以上は一千八百八十八年の新法出てし以前までの英國地方制度の一斑なり然るに新法は舊制を更めて人口五萬以上を有する市府は一

の郡と成じ五萬人に達せざるものは總て一郡内に編入したり但し一
 萬人以上の町村にして従前より獨立の町村を形成せるものには一郡
 内に編入せらるゝも多少の自治權を保續するを得せしむ故に新法は
 間接に町村の組織に變更を加へたるものと謂ふべきなり

従來治安判事の權限は之を三段に分ち裁判官たるの職務は依然とし
 て彼の手保全存し行政官たるの職權は新法に依りて成立せる郡の郡
 區に移し警察の事務は治安判事と郡會議員とを以て混成したる委員
 會に於て措置することとなりぬ

郡會の組織は町村會の組織の如く郡の選舉人の選出したる議員(其任
 期は三年)と議員より選出したる長老と郡會より任命したる議長とを
 以て組織す長老の定員は議員全數の四分之一を超ゆへからず而して毎
 三年に其半數を改選す郡會は小飲食店に入市税免除の件を除くの外

従前治安判事の所管に屬せし行政事項を處決す郡會の職務は地方税
 の賦課徴收出納官吏の責任解除郡有財産の管理癩狂院警察及び司法
 事務に供用する建物競馬場寄席開場の免許道路橋梁の修繕検屍官及
 ひ郡の諸官吏の任命國會議員選舉區の選定等の事を掌る郡會は毎年
 四回開會するものにして其開會前後に於ける期間の庶務は郡會の任
 命したる委員之を處理し委員は其管理期中に取扱ひたる事務の報告
 を郡會に爲すの義務あり

郡會は郡債を起すの一事のみ中央政府の許可を経るにあらされは能
 はずと雖も其餘の行動は殆んど獨立して常に強大の自由を有せり
 一千八百八十八年の新法は中央政府か地方團體に補助金を交附する
 ことを廢し且つ是まで逡巡躊躇せし所の地方分權の策を一時に伸張
 せしめたり新法は従來の國家か自身に徴收したりし所の或る租税の

全部又は一部を郡に移し郡會に其下級地方廳に納入すへき地方税を賦課せしめたり元來中央政府が自ら此の入市税を直接に徴收し更に之を補助金として郡に交付し以て郡の行政を監督せしか今や新法に依りて此の監督權を放棄し併せて郡以下の下層地方廳に對する監督權をも郡に移したり

一千八百八十八年の新法に就き尙ほ一言を要するものあり新法中の一條には政府に於て有益と認めたるときは尙ほ更に一層郡會の職權を擴張することを許せり即ち地方政務廳は臨時の命令を發し郡に關する行政にして現時樞密院地方政務大臣及び其他の各省若くは郡内の或る特別委員に依りて施行せらるゝ所の職務權限を郡會に移すことを得るなり此の臨時命令は議會の事後承諾を経るを以て有效なるものとす

今英國地方制度の原則を概言せんと欲せば余輩は左の如く云はん英國地方の利害は寺區に於ては利害關係人の總會に依り町村聯合寺區及び郡に於ては各々公選せられたる町村會聯合寺區會及び郡會に依りて決定せられ特殊事務の執行は各團體に於て任命する所の常任委員に依りて取扱はるゝものなり何れの國に於ても共同の利害を有する地方團體として英國の地方團體の如く區域の廣きものなし又英國地方團體は學校衛生及び其他一二件を除きては全然中央政府の監督を脱するを原則とす尙ほ追言すれば中央政府の擅權は以て地方議會若くは地方委員會を蹂躪するの力を有せず若し中央政府にして地方の權利を侵害することあらんか被害者は直に之を裁判所に訴へて其枉屈を伸理することを得るなり

第二 行政規則制定の權

英國王は或は其特權に依り或は法律の施行權に依り或は特に議會の議決に依りて委任せられたる特任に依り規程細則を制定することを得

然るに今や國王の特權は大に制限せられ其區域頗る狹隘となれり。雖も其何處を以て特權の限界とするやを標示するは亦た容易の業にあらず議會は豫算議定の權に就ては殆んど唯我獨尊なるを以て國王に附着せる特權を蠶食して大に其領域を縮小せしめたり。雖も其果して何れの點までを議會の權限とするか何れの線までを國王の管轄とするかに至りては未だ嘗て明確なる界線を畫したる者あらず。余輩は彼の議會の蠶食を免れて依然國王の特權に屬する者の中に行政規則制定の獨立權即ち或る事項に就き真正の立法權の存するをあるを認むるものなり。特に外交及び殖民事業の部に於ては國王の舊權尙ほ

尊重せらるゝものあるを見る之に反して内治に關しては國王の特權殆んど消滅に歸せり。否假令消滅にまで至らざるも其權力たる氣息奄々として僅に一綫の命脈を保つあるのみ。國王の特權に據り及び國王の名を以て制定せらるゝ所の規則類も概ね當該の國務大臣先づ之を起草し或る場合には内閣の決議承諾を経さるへからず但し其形式は樞密院令と謂ふ名義にて樞密院の議に附せられ然る後宣布又は勅令として倫敦官報に公載せらるゝを要す

普通法は國王に法律執行の義務を負はしむるか故に隨て其施行上に必要な細則を制定するの權の國王に存するを認むるものなり。ブラクストン氏曰く「法律制定は全然主權者と全く別異なる政權者即ち立法府の事業なり」と雖も法律を施行するに就き其方法時期細則等は往々法律執行者の擅權に委ねさるへからざるものあり」と施行細則は

大抵一省の所管に關するものにして樞密院令として發布することなくして敕令として所管大臣之に副署して發布せらるる其重要なるものは文武行政の組織を規定したるものなり

又國王の規則制定の權は往々議會に於て特に施行細則を規定するの權を以て更に國王に委任するか若くは從前の國王の規定權を新に擴張するを認むるの議決を爲したる特別法に基因するものあり此の委任條件は近頃屢々實行せらるる傾向と爲れり彼の英國議會は初めは國王より頻りに其自由に法律を制定するの權を奪ひしか今や却て昔日國王より奪ひし責務の一部を國王に奉還して之を負擔せしめんとす斯の如く今昔の事情を異にする所以の者は蓋し行法權(大權)の組織に一大變化を來したるに職由せずんはあらず英國の行法權は今や一變して昔日の如く議會に對する獨立の競争者にあらずして議會の命

に惟れ從ふ的の代理者となりたればなり議會の決議に依りて獨擅に制定を爲すを許されたる規則は或時は樞密院令として發布せらるるを要するものあり或時は國務大臣に直接に之を制定するの權を委ね國王の調印を要せざるものあり故に國務大臣は法律の效力に依り自身に或る規則を制定するの權を享受することあり此の規則をば英人はレギュレーションと謂ふ而して彼の樞密院令と云ふ嚴格なる儀式を以て發布せらるるは事の外交に關係する敕令及び英國臣民の身體財産に關する命令に係るときに過ぎざるなり

又英國各省大臣は國王の一般の委任に依り其所管省内の局課及び職員の職務權限を規定すべき省令を發するの權を授けらるる各省大臣は一省の長官として其所轄せる職員を指揮するの任を有するものなれば之に就き必要の通則及び細則を規定し得べきは勿論なり

政府は規則制定權の執行に就き二箇の監督の下に立つ其監督者の一は裁判所にして他の一は議會なり裁判所は既に通知を受け及び公布せられたる樞密院令の適用に就き訴を受けたるときは其效力の有無を判し及び樞密院令に依りて委任せられたる條件の事實正確なるや否を確認するの權を有す次に國務大臣が自身に副署調印したる規則に就き兩議院に對し責任を有すること他の政務に於けると同じきは亦た奪ふへからざる自然の理なり議會の監督權には時としては別段の形式を用ゆることあり故に樞密院令敕令規則等は一の決議案として大抵其發布の後若干期間に於て兩院の書記局に提出せらるることを要せざるものなし中に就ては兩院書記局に之を提出したる後にあらざれば實施の效力を生せざるものさへ往々之れあり又議會は國務大臣に其責任を以て假りに命令を發するの權を與へ議會自身は之に事

後承諾を與ふるの權を把持するの例あり

第三 行政官吏

自治の原則は夙に英國政府の上に廣く應用せられ従て諸政務の過半は之を移して地方の行政團體に屬せしめ大に各省の職權を殺き痛く各省行政官吏の數を減したり此の如くにして地方分權の程度は非常に擴張するに至り今や其結果として下層行政團體に於ては中央權の代表者たるもの殆んど絶無に歸し彼の所謂國家の監督權を掌握して地方團體に臨み百僚を率ひて其地方團體に關する英王國の内政諸般の事務を措辦する者の如きは殆んど其踪を絶つに至れり抑々自治制の原始に當てや中央政府は悉く政權を町村及び郡の内政に放任して自ら直接に管理する所の事務は僅に租稅徵收の一事に過ぎず之に反して地方團體は強大なる獨立自主の權を以て各々其部内の利益を計

畫するの勢となれり其後漸く一二の行政事項か國家の嚴格なる監督の下に従へらるゝに至りしもこは是れ今世紀中の事に屬せり而かも此の中央集權に傾向するの改革は常に逡巡躊躇して容易に進歩する能はず且つ遅々しなからも其歩を進むる度毎に新に收めたる中央政權を行ふ爲め特に監督官又は事務官を設置せしか故に佛國の縣知事プレツチに該當する政府の代表者たるものは之を英國の郡縣に求めんと欲するも殆んど其類例たも發見する能はざるへし各省の諸局課の外には國務大臣自身の僚屬として自己の命令の下に左右せらるゝ所の官吏は監督官都察官等の少數人員を有するに過ぎず是等少數官吏は國務大臣に專屬し行政の最も細務に屬する支部圈内に踞躋し各々其分掌する所の分課中に於て事務に鞅掌し更に各課各部との交渉を爲すことなく唯大臣に由て互に連通するものなり特り大藏省のみは例外に

して全國に配置せらるゝ處の分局に従事する官吏を合すれば無慮五萬人以上の大數官吏を以て成れる各政治團體の上位を占むるものなり此の他に自治政に於ける一の例外と見做すへきは警察を以て内務省の直轄に屬せしむること是れなり

各省の組織は之を數個の局課に分ち各局課は事務官書記官局長等に依りて頤使せらる是等有數の官吏と大臣との間に省中別に一種の重任を帶ふる所の高等官あり常任書記官是れなり此の常任書記官たる者は老練にして經驗に富み特に行政事務に精通したるものにして内閣に如何なる變動更迭あるも殆んど事實上に於ける終身官の如く輕々に其進退を爲さざるものなり故に實際に於て隱然として省内各局長の行動を指揮し及ひ之に對し至高の監督權を行ふは此の常任書記官の本色なりとす故に一朝大臣の椅子は其主を換ふるも唯此の書記

官の舊に依りて留存するあり依りて以て省務の先例秩序を保持し百
 般庶政の進行を指揮監督し日常事務の取扱は寸時も停滯することな
 し一方には大臣と議院の書記官とか時事の問題を擔任し他の一方に
 は常任書記官か省内の常務を省みて自然に勞働分割の法は行はれた
 り各省大臣は自然に省務を手にして取捌くことを要せず彼の國務大
 臣たる者は行政大臣たらんよりも寧ろ政事家として國家の大政を監
 督し部下の僚屬官吏の所爲に就ては己れ其責に任し自身には議會に
 對し責任を荷はさるへからざるの問題のみを調査すること其職
 責を全ふするものと謂ふへけれ

規則の表面より論ずれば各省官吏を任免するの權は其所屬省大臣の
 專斷に屬すと雖も其實大臣は往々下僚屬吏の任免補缺の權を局課の
 長に委任する者の如し然れとも一旦樞要の職務を變動するに至りて

は大臣と雖も之を專行せず必ず總理大臣の承諾を経て然る後に之を
 決行するを常とす就中各國駐劄大使殖民地大守及ひ司令官の任免に
 於て殊に然りとす加之内閣首相たる者はウエストミニスターに於け
 る裁判所長僧正僧官及ひ或る有數の國教長老寺主等の任命を爲すの
 權あり彼の大藏省に任用すへき夥多の官吏登用には別に議院の書記
 官を其掛官となし此の人選登用に關する一切の事を擔任せしむ

凡そ英國の行政官を分て三級と爲す曰く「スタフ、ヲフヒサー」(參事官)曰
 く「クラーク」(書記官)曰く屬吏是れなり

「スタフ、ヲフヒサー」は眞成の行政參謀官にして彼の常任書記官局長及
 ひ「コンミッショナー」「ロウ、クラーク」「ソリシトール」「インスペクトル」等の
 高等官も此の級に屬す其任選登用は嘗て畫一の法とてはなく或は局
 課の書記官より或は辯護士より若くは或る専門の職業者より選用せ

らる而して大抵其技量の世上に傳聞せられ及ひ長く一の職務に従事して經驗に富み老熟の聲聞噴々たる者より拔擢せらるるを以て常とす

「クラーク」即ち書記官の職に候補者たらんものは先づ試験を受け行政官試補として職に就かざるへからず此の近數年以來英國は殆んど到る處に試験法を改めて之に換ふるに何人と雖も競争に加はり試験を受くるを得るの途を啓きたり但し外交事務に志願の者は先づ外務大臣の認許を受けたる後にあらざれば競争試験に加はることを得ざるの條件あるも其他下僚屬吏の如き下級官吏は大抵競争試験を以て選用せられ若くは候補者を指定し試験を爲したる上任命せらるるものなり書記官は叙任の新舊に従て昇任するを常例とす而して各省大臣は這般の人選を爲すの權を有すと雖も實際此の權利を大臣躬ら執

行するか如きは極めて罕事に屬せり而して下級官吏の進級昇叙は別に或る行政部に於て規定せらるる所あり
總て行政官吏に對する各省大臣の專擅權に就ては法律は何等の保障を爲さず故に總ての行政官吏は各省大臣の任意に由りて任命せられたるものなれば亦た其任意に由て免黜せらるべきは自然の道理なり且つ其進級昇叙の如きも或る部分は一定の規則あるも斯は單に樞密院令を以て規定したるに過ぎされは國務大臣は何時にても之を修正又は廢棄するを得るなり斯の如く法律上に於ては官吏の保護不完全の觀あるも幸に英國官廳の風儀は法律の缺漏を補ひ英國官吏の位地は實際却て大陸諸國の官吏の位地よりも堅固に保障せらる英國の官吏は法律上にては朝に命せられ夕に廢せらるるの地位なるにも拘はらず其實拜命の當日より恰も終身官の如く晏然として堵に安んじ毫

も免黜の厄に遭ふて憂ふる者なし上官亦た萬已むを得ざる必要の場合にあらざれば漫に免職の權を弄せず又偶々官紀を犯す者あるも其罪の輕きものは往々寛典に處して殆んど不問に措くことは比々實際に見る所なり「スタッフ、フヒサー」即ち高等官若くは參事官の免職は頗る世上の感情を惹起すへき事件にして議會の議場内にも随分紛議論の種子となるへきものなり嘗て一日高等官中さまで地位の顯要ならざる一人免職せし爲め議院に於て紙數二千百六十餘帖以上の書類を提出して机上に堆積せしことありき以て社會の耳目を惹くの深きを知るへし

英國行政官吏の組織は無論代議士等の外間より容喙するの餘地なく亦た政黨の餘惠を施すの地なし故に躁進競争の風は官吏の死去又は任意の辭職に由りて空席となりたる位地を充つる時に於て起るある

のみ俸給の請求及び増額に關しては政治社會の勢力を波及するをを嚴禁し官吏には政治上の事に干渉することを痛く禁せられたり然れども英國と雖も久しき間行政部官吏の任命權を以て政權執握者に附着する所の一の利益と見做し内閣の當路者は特に自家の政黨の爲めに之を利用したるの弊風を免れさり然るに此の朋黨比周して互に援引するの傾向は端なく不適任の人物を行政官に任用するの弊を生せしを以て遂に結局試験及び競争の法を設くることとなりたり今日も寺院の僧官外交官及び裁判官の任命に至りては政黨の思想を以て之を左右するの弊は殆んど皆無に屬せり各省大臣が部下の「スタッフ、フヒサー」即ち參事官を撰拔するには無論自己の同政黨中の人にか多少偏比する所あるを免れずと雖も是れとても特に候補者中に就き技量其任に適し且つ經驗に富める者に注目して之を採用するものなり書

記の任用に至りては大臣の専斷權更に試験法の存するか爲めに收縮せられ競争試験を以て優等者を探るの法行はれしより大臣の専權完く地に墜ちたり故に實際に於ては大臣の好惡に従て自在に自由の全權を有するは試験を要せずして採用すへき下級の胥吏小官の任用に過ぎず而して此の胥吏小官の大部分は大藏省に屬するものにして是等は大概多數を制する所の政黨議員の紹介に縁りて昇進せざるはなし

英國の行政部は其行政官を採用するに其技量誠實及び職務を執るに應用の才幹ある者を撰ひ決して政黨政治上の勞功の有無を顧みざるなり苟も少許にても官吏の選舉干涉の痕跡あるときは必ず當選權の審査を爲すへき裁判所に依りて其選舉を無効にせらるゝことを免れず加之英國行政官吏は各々其職責嚴明にして職務以外に一歩たも逸

出することを得されは如何に選舉上に聲援を爲さんと欲するも到底得へからざるなり唯警察官に至りては自ら選舉に干涉せんと欲すれば頗る有効の動作を爲すに難からずと雖も抑々警察官は市町村會に屬し治安判事及び郡會の左右する所にして中央政府は市町村會治安判事及び郡會等に對し何等の權力なければ之を左右して自己の用に供する能はず加之法律は警察官に對し特別法を設け痛く選舉に干涉することを禁し純然たる忠告勸誘の手段を選舉人に加へんとするさへ尙ほ且つ五百リールステルリング以下の罰金に處せらる且つ英國官吏社會の風として政治上に向つては全然たる局外中立を保つことを以て一般の慣習と爲せり但し各自の信仰及び好惡は厚く之を尊敬して各自が有する投票の自由は十分に保障せらるゝと雖も苟も官吏にして自ら政治上の競争場裏に馳逐を試みるか如きは最も嚴禁厲

戒する所たり

故に英國には政治と行政との二者は判然分離特立して絶て混同の弊を生ずることなく行政官は即ち始終行政固有の職責を盡すものにして即ち大臣の勢威の下に在りて法律執行の任に當るのみ此の外毫も政黨の争闘に干預せず現任大臣の選舉上の利益を顧念することなし又他の一方に於ても如何に政黨の旺盛なるも政治上の餘勢は彼の單に刀筆に孜々たる所の小官胥吏の任命推選を左右するを得るのみにして一步も他に波及することなし故に彼の高等行政官の推選任命に至りては政黨の引援些も其勢力を有することなし之を以て英國は概して卓絶の行政官を有し而して其行政官は長官の職權の下に立ち各々其職守に鞅掌して更に其勞を辭せざるも而かも長官の擅恣壓抑に枉屈して尙ほ且つ唯々諾々たるか如き賤丈夫たるを甘んせざる

なり

第四 各省大臣の職守

第一 内務省 内務省と云ふ稱號は一千七百八十二年に於て初めて唱へられたり其以前に在りては二省三省若くは四省の設けありて内治の政務を司る所ありしも未だ一定の秩序を備へたる官制はあらざりき當時の設置に係る二省の一は英國北部の政務を司り他の一は其南部の政務を掌理する所にして而して二者共に内治外交の兩務を掌握したりき然るに一省にして内治外交二ツながら掌理するの不便なるを覺知し最も適實なる分職は行はれて遂に今日の如く内務と外務との二省に分掌するの制度とはなりぬ

茲に英語の「ホーム、セクレタリー」即ち内務省と云ふ語を聽くときは吾人の腦裏に自然に反影するは佛語の「ミニストル、ド、レンテリヤール」内

務省の意と云ふ稱謂を以てせんと欲するの意を生ずるは猶ほ英語の「フホレーン、セクレタリー」(外務省)を以て佛語の「ミニストル、ド、ザツフェールゼトランゼール」(外務省)の語を以て之に對譯せんとするの意起るに同じ然るに此の佛語の稱呼を以て直に英語の稱呼に對照適合せしめんと欲せば大に彼此の混雜を生じ彼此職掌の上に大なる誤解を來すへし英語の「ホーム、セクレタリー」(内務省)に於て掌る所の職權は佛蘭西の「ミニストル、ド、レンテリヨール」(内務省)とは到底對較せらるべきものにあらず實に英國內務省の職權限は愈かに佛國內務省の職權よりも狭小なるものなればなり

英國の「ホーム、セクレタリー」即ち内務省は英國の本州英蘭及ひガール國の内治を掌るのみにて愛蘭及ひ蘇蘭(是には一千八百八十五年以來)は又別段の官省に因て其行政を施行せらるる其英蘭の行政を管理する

にも内務大臣の職權が内治行政の各部に普及するものにあらず亦た地方行政團體に對する監督權を揮ふことも得ず地方行政團體の後見人となり之が監督を爲す者は其實内務大臣にあらずして却て他の大臣の職權に屬せり且つ地方分權の政普及するに因りて中央政府の權極めて微弱となり行政部には官尊民卑の階級を撤して内務省の權力は著しく減殺せられたり且つ政治上の習慣として嚴に行政部内の人が選舉の事に干涉することを禁遏するか爲めに内務省は或る重要ならざる有数の職務を有するの外は警察及び刑事を主管するの一省たるに過ぎずされは英國の内務省は概して大陸諸國の内務省が有する所の諸職權を悉く有せずと雖も却て大に大陸諸國の司法省の職權に類似するものあるを知る可し

警察權を指揮し國家の安寧靜謐を保持するは實に英國內務省の主要

なる職務たり然れども一揆及び反亂の如き稍々重大の事件起りし場合の外は内務省は容易に之を干渉することなし但し一揆及び反亂の場合に於ては内務省は訓令を地方官に下し地方警察官コトスルをして之に干渉せしむるの手續を爲し若くは陸軍大臣に軍隊の援助を請求す若し夫れ日常の警察の如きは地方の自治區に於て郡會及び町村會と協議の上治安判事之を執行するあるのみ唯り中央警察に至りては特別法を以て内務の直轄に屬するものなり

然れども内務省が警察權を行ふに就ても尙ほ内務大臣の權力が如何に狭小なるかは次に述ふる所に依りて知るへし抑々内務大臣は他の大陸諸國に於ける縣知事若くは郡長の如き戦々として大臣の鼻息を伺ひ競々として長官の命令を奉じて唯其意に違はざらんことを恐るる所の多くの機關を有せず又中央政權を代表する所の多くの下僚を

有せず故に内務大臣は大陸諸國の縣若くは郡に於けるとは全く相反して自治政區の郡若くは町村に於て選定せられたる公吏即ち大臣の意を逢迎することなく中央政府の俸給を享けず進んで大臣の保護を仰かんよりも寧ろ退て被治者の毀譽褒貶に左右せられて公共事務を措辦する所の人と俱に事に従はざるへからず殊に一千八百八十八年の法律發布以後は地方政廳に對し税金配賦(一旦租税を中央國庫に收めて然る後ち各地方に之を分賦するの)を廢せしかば内務大臣をして是迄享有せし所の地方行政を監督するの權力に最も有效なる制裁を失はしめたり

彼の衛生上の點及び危険豫防の點に就き取締を爲すへき製造所警察鑛山警察勞力社會警察等の特別警察も亦た内務省の直轄する所なり

内務省は刑事に附帶する行政執行に關しては眞個の司法省たるなり

内務省は全國各裁判所の宣告したる刑罰の執行を爲すの職務を有せ

り已に此の職務を有するあるにより内務省は監獄の行政を指揮し國王の特赦を行ふ場合には之を贊助す又外國政府より請求を受けたる犯罪人の引渡を爲し殖民地行政廳より發したる拘留狀の執行を命す此の他内務大臣は法律執行の爲め刑事裁判所事務の統一を保つに必要なる規則を制定し或る裁判官を任命し英國本部の治安判事を任命し且つ總理大臣と協議の上刑事裁判所の判事を任命す而して彼の郡の治安判事任命に就ては地方司令官の申請を承認するに止まり自ら直接に任命することなし

内務の職權に就て尙ほ言ふべきものあり内務省直轄事務として刑事並に民事訴訟の統計を作ること是れなり

更に一言を添ふべきことあり英國内務省は極めて輕微なる或る雜務を措辨せざるへからず即ち内務省は國王と臣民との間に介在して之

か傳奏を司ること是れなり臣民の請願書を國王に奏達し國王の敕答を臣民に傳達すること及び或る文官若くは僧官の任命辭令書恩惠狀赦免狀等の文書に調印を爲すこと等を司る但し其調印は儀式的に止まり其任命恩惠赦免等の事に就て毫も實權を有するにはあらず然れども外國人に歸化の免狀を與ふるの權英國の一般國情視察の爲め政府に於て組織する取調委員を命するの權及び此の取調委員の通報を受るの權は内務省の職權に屬し且つマン及びマンシユ島の行政は總て内務省の事務に屬す

第二 外務省 英國外務省は英國政府と外國政府との關係を綜理し國際條約を談判し締結し及び執行する事外國に在留する英國臣民の安寧を監督し及び英國の利益を保護する事英國臣民に海外旅行券を交附する事交際官及び領事官を任命及び監督する事等を掌る所とす

彼の萬國郵便條約及び通商航海條約の如き驛遞局及び通商局に於て起案せらるゝ所の特別條約を除くの外英國外務大臣は英國政府と他の諸強國との間に介在して之か斡旋者たりと謂ふとを得へし凡る外國との交渉事務は其性質の如何を問はず事體の要否を論せず必ず外務省てふ關門を經過せざるはなし國王と雖も議會と雖も如何なる外國の官憲と雖も直接の交渉を爲すを許さず亦た外國駐在の英國代表者に向つて如何なる命令をも訓令をも與ふるを得ず外交上の談判と雖も國王と國王との間に直接の交渉を爲すを得ず佛國三人統領の治下に在りて拿破崙が發せし平和の申込に回答を爲せしは國務大臣なり又一千八百十五年に聯合大英國々王の署名したる書簡は直接國王に宛てたるにも拘はらず之か回答を爲せし者は國務大臣なり國王か自己に受けたる通信と雖も外交事項に係るものは之を外務大臣に

轉送し國王答書の事を贊助する者亦た外務大臣ならざるへからず一千八百四十七年に普魯西王の信任書は同國大使か自ら英國女王に内謁見を得て女王の御前に致すの任命を受けたるにも拘はらず先づ外務省に於て朗讀せられたり外務大臣は國王と國王の輦下に駐劄する外國使臣との間に謁見會合ある毎に必ず之に參列すジョウヂ三世王の代より特別謁見を禁ずることは既に慣例となれり爾來輿論は外務大臣を経ずして國王か外國使臣を見ることを以て憲法の精神に背戻するものとせり

外務大臣の職務の天下に重要視せらるゝこと前に述ふるか如し是を以て外務大臣たる者は孰れも其主務省の事務に就き最も煩苛なる干渉をなして慎重の検査を行はざるはなし外務大臣自家は又總理大臣及び内閣より最も究屈なる監視と國王の嚴密なる監視の下に踞蹠せ

さるへからず之に反し議會は外務大臣に對しては隱然及び間接の手段の外己れが勢力を及ぼすを得ず然れども外務大臣も亦た敢て議會の權力を藐視することを爲すに至らず

外交上の問題は一小事と雖も重要視せらるゝか故に細務に至るまで大臣の檢閲を経ずして決行し得るもの殆んど鮮し大臣の承認を経ずして決せらるゝものは殆んど皆無と謂て可ならん總て外交上の通報及び訓令は常に外務大臣の捺印を要せざるはなし故に屬僚に任して料理せしむべき常務に屬する事務は極めて少數なり唯領事官の職務の指揮監督は一々大臣自身の干與を要せず若し夫れ外交政略上の事ならんか往々大臣一人の承諾と雖も未だ以て足れりとせず必ずや他大臣の同意を得て決せざるへからざるものあり更に又新規の問題起らん乎外務大臣は先づ之を首相に通知し之に自己の意見を立て内閣

全體の意見をも聽かざるへからず大臣が受くる所の外國信書も及び之に對する回答案も先づ之を首相に開示し首相は之を國王に奏聞し次に内閣全體の手に廻送せざるへからず若し條約締結の事ならんか先づ談判の基礎となるべき原則を内閣會議に於て議決し然る後内閣全體の同意を得るにあらざれば條約を批准すへからず(但し一二の小細節目に係る條約は此限に在らず)

英國王は特に國際政略の事務に就ては常に切實なる利害を感し實に外務省は國王が久しく其指揮號令を爲して舊時の威權を保續する所の唯一の省と謂て可なり今に於ても尙ほ立憲政治の諸國特に英國に於ては國王の權力著しく見るべき者存するは獨り外務省に在りとす其故他なし國王は外交の事には最も經驗に富み且つ外交政治上の外主權者と主權者との間に交際あるを以て自然に外務大臣の運動を補

助するもの決して淺鮮ならされはなり夫れ巧に外交政略の操縦を爲すには他の諸強國と現時の由て來れる基因となりし事實其現状の位地に到着せし源由若くは種々變遷を來せし沿革或は將に局面を變更せんとするの趨勢等を詳悉精通する者にあらされは不可なり而して國王は常に外國交際には躬ら昵近するの經驗あり智識ありて是の事態に精通するのみならず往々外交の事項には鑑識卓絶の明主なきにあらず之に反し外務大臣たる者は外交の事には就任以來僅々數月間若くは長くも數年間親しく實踐するのみにして其内閣に入りて外務の大權を握るの以前に於ては外交の秘密は一切漏洩を諱むか故に藐乎として外交の事務に通せざる門外漢たりしに過ぎず且つ夫れ國王は君主と姻族の關係あるを以て餘人よりも外交事件の内情及び外國政府の内幕を知ること亦た多しグラッドストーン氏嘗て言へるあり

「國王間の交渉は國際的の往復及び政府の正式の交渉に比すれば敢て言ふ能はざる所をも言ふことを得且つ方式は更に穩便にして反て其効力は倍するの言辭を以て熟談を遂ぐるの便あり」と
 今代ウイクトリヤ女皇は其皇權の執行に就ては常に極めて謙退讓歩するにも拘はらず彼の前年ロルド、パーメルストンが外交上に關し國王の干渉を避んことを企てしときには痛く之に反對して嚴談に及はれしことあり且つ從來の事實に徴するに女皇の外交干渉に因りて奇功を奏せしこと豈に唯一再のみならんや
 議會は前に述べし如く直接に國際條約に就て有效なる容喙を爲すを得ず外交上の機事に對しては議會は幾分か其監督權を取捨する所なるへからず外務大臣たる者は事情の許す限り時々國際交渉を議會に通知せざるへからざるは勿論なりと雖も其之を爲すにも秘密を

守るを約して爲さるへからず外交事件を外間に漏泄して世上に公にするの時宜國家の利益に危険なきや否やを判断するは一に外務大臣の責任に屬す故に現在爲しつゝある談判の進行に就ては或る異常例外の外は毫も通知を爲すことなし議會亦た外交事件に就ては何事と雖も自ら發企して立案することなし國際條約は其事の成就して批准を経たる後議會に通知せらるゝのみ或る場合には全然之を秘して知らしめざることをさへあり然れども又或る異常重大の事件例へは宣戰の布告の如きは外務大臣と雖も或る筋の賛成及び議會の協賛を得されは之を發布するを得ず

上來述ふる所を約言すれば内閣は國王の監督並に議會の監督(其監督は嚴密ならず亦た效力薄弱なれども結局潛勢力を有す)の下に立ち己れが國民の利益と信し下院多數の希望と認むる所に從て外交政略を

操縱するなり而して外務省は内閣の政略(其政略は固より外務省主として計畫を立てたるもの)の實施を統監するのみ

第三 殖民省 英國所屬の殖民地の行政は初め商務局に屬し次に内務省に轉じ其次に一千八百一年に陸軍省に移り遂に一千八百五十四年に別に殖民省を設置して殖民事業を掌らしめたり故に今や殖民省は大英聯邦國海外に領有せる殖民地の行政事務を(マンシユ島の行政マンシユは内務省の直轄及び印度事務印度は別に印度事務省の設ありを除く)舉げて悉く之を所轄する事とはなれり

殖民省は本國と殖民地との關係を管理し本國の權利最上權を維持し兼て本國の利益を幫助するを掌る殖民大臣は總理大臣の承諾を経て重要なる殖民地に派遣すへき殖民太守を任命し各地の殖民太守に向つて國王の名を以て命令及び訓令を發布す殖民太守は各々其任地に

於て本國の國王を代表し又本國の中央政府に提出を要するものと認めたる通知を爲し及び交渉報告を爲すの義務あり又殖民大臣は陸軍大臣と協議して所屬地の守備に必要な軍隊を派遣し殖民地に於て徵募すべき軍隊の兵員(殖民地の制度發達して募兵の出來る所)を定め又海軍大臣と協議して殖民地保護の爲め必要な軍艦を派遣す現今英國の殖民地に於ける政略は可成的殖民地の自立自營を奨励するに在り大英本國は唯自己の優等の地位を保ち殖民地に於て堪ゆる限りは自由を與へ本國と同一の制度を殖民地に移植せんとするに在り故に往時の如く嚴密苛察なる屬隸政略を廢め殖民地の塵束を解き本國と共同戮力するの利益たることを覺らしめ本國の恩澤に感浴せしめ同胞友愛の情誼を厚ふるを以て策の得たるものとせり然れども自由制度と代議政治とは人民文野の程度に隨ひ適宜施行すへきも

のなれば一旦野蠻の陋風を脱却したる邦國には何れの國にも施行するを得可しとて輕々に之を實施するは策の得たるものに非るなり今英國所屬殖民地に於ける政治の組織大要左の三箇に分る

一 英國王室の直轄に係る殖民地「クローン、コロニー」は未だ自治政治の萌芽たも有することなく全然英國帝權の下に隸屬するのみ是等の殖民地は歐洲人の移住尙ほ稀疎にして土民の間に稀に歐人の種子を蒔きたるに過ぎずして未だ自立して自治政治を爲すに堪へざるものジャマイツ、ゴードウル、ラギアン、モウリス、シール諸島是れなりマルタ島を除き軍隊駐屯所及び太平洋諸島に於ける政治も亦た同じし

二 代議政治の制度なれども責任を負ふ政府を有せざる殖民地即ち立法權は殖民人より選出したる議會に委任せらるゝと雖も帝國政府

は否認權を有して殖民地に於て議定せる法律を否認するを得而して總ての行法權は帝國政府に專有し政府の官吏をして之を施行せしむマルタ島アンチーエ群島の一部ナタール錫蘭及び西部澳斯太刺利亞等是なり

三 第三類に屬する殖民地は代議政體あり責任政府あるもの即ち殖民地議會は帝國政府の否認權を除くの外自由に立法權を行ひ殖民地太守の職權の下に在りて殖民地諸大臣に委任せらるゝ所の行法權を監督す殖民地諸大臣は太守に行政報告を爲すの義務あり殖民地議會兩院の組織及び權限は各々其殖民地の情勢に従て多少の同異あること猶ほ帝國政府が絶對的無限の權力を行ふに適宜の程度ありて且つ其之を行ふの方法手段にも各殊別あるか如し

王室直轄の殖民地に於ける法律若くは命令は殖民太守獨斷を以て之

を發し又は殖民大臣の推選に係る參事官の審議を経て之を發す太守の發布したる法律命令は殖民省に報告を要す殖民大臣は之を監督して且つ必要の場合には之を取消すことを得而して殖民地歲計豫算は帝國政府の承認を経るを要す

彼の政府は有責任又は無責任にして而かも代議政治を施行せる殖民地に於ては法律及び豫算を議定するは兩院の任なり殖民太守は之を認諾し若くは之を拒絶し又は殖民大臣に通知す殖民大臣は常に之か取消を命ずるを得或る場合には法律執行の停止を命ずるには英國王陛下の敕許を要するものあり然れども今日國王の否認權を行ふは頗る慎重にして殊に大殖民地に對して之を行ふには最も用意の周匝を見るされは加奈陀議院が本國の國王より否認せられたる件數は最近二十五年に僅に十件に過ぎず

責任政府を有せざる殖民地の行政は殖民大臣の直轄の下に在る所の殖民太守に由りて行はる其他の殖民地行政は其殖民地議院の多數に依りて推され英本國の内閣に模倣して組織したる内閣に由りて施行せらる殖民地太守は殖民大臣の下に在りて總て本國の利益如何に關することを監督するあるのみ就中殖民地の兵備軍隊組織外國交際及び商業的政略に最も力を盡せり

第四 陸軍省 眞正の陸軍省が英國に創設せられしは日尙ほ淺しと謂ふへし現に今世紀の前半期間は陸軍の軍令及び行政は五箇若くは六箇の官廳に分掌せられ而して其五六の官廳は各々互に獨立して其中の或者は武官にして國王の命令を受け其他は文官にして議會の監督を受けたり即ち陸軍及び殖民省陸軍局軍令本部監督部及び内務部(内務部は民兵及び義勇團の行政を掌る所等是れなり)

然れともクリミア戰爭の實驗に因り斯く陸軍と政の數部に分掌せらるゝの大に不利なる所以を覺知し茲に軍令と軍政との二者を分離して眞正の陸軍省を創置するとなれり即ち軍隊の行政監督部の政治は軍隊の編制維持及び會計に關する事務と俱に陸軍省の管掌に歸し軍令軍紀及び將校下士の任命上申の事を以て軍令部の管掌する所とせり然るに斯の如く軍令と軍政とを劃然二分し各々特立の官衙を成せしか爲め時ありて兩官衙が同一事務を措辦するに當り職權の衝突を生じ反論抗議を試むる事ありて事務の簡捷敏達に阻礙を與ふることあるを免れざりしが一千八百七十年に至り昔日の軍務行政を更に改造し軍令部は陸軍大臣の監督の下に置かれ而して騎兵局は陸軍省務の一局課に併せられたり然れとも軍令本部長は單に軍令部の事務長と見做されたるにあらずして其職掌は依然堂々たる軍隊の司令權

を保持するも其司令權を行ふに當りて國務大臣の嚴密なる監督を受けざるへからさることとなりしのみ

彼の一千八百七十年改正の陸軍省官制に據れば陸軍省の長官には陸軍大臣ありて二人の次長其事務を輔く其一人は常任官にして他の一人は議院より推されたる者なり省の事務を分て三部とし第一部は軍令長官其部長たり第二部は砲兵本部長其部長たり第三部は會計監督其部長たり此の第三部長は下院議員の中より推選せらるゝものなり

第一部の軍令本部の職權は軍令、軍隊の編制及び教練、軍紀、風紀の維持將校下士の任命及び上申を管掌す其他軍隊衛生及び各兵科の學校の事務亦た軍令本部に屬す第二部は廣義に取りたる監督部(會計監督にあらず監軍の類と知るへし)の行政及び兵器糧食軍需に關する事務軍隊の軍裝維持各種兵器彈藥の製造及び保存の事を掌り陸軍所屬の工

事砲臺兵營其他の建物の建築を監督し其保存の責を有す第三部は陸軍の會計を總轄し軍事費の調査及び其仕拂を爲し軍隊の給與將校の俸給恩給の事を掌る

其後一千八百八十八年に於て陸軍省の官制上に又新に改革を行へり前記第二部は廢せられて其事務は第一部の軍令本部と第三部の監督部と兩部に分賦せられ大抵軍令本部に分屬せらるゝもの其大部を占め監督部は單に會計に關する事務を管掌せるのみ是よりして軍令本部長は殆んど軍務一切の長官となりて専ら武事に當り監督部長は専ら文事に當り兩者共に陸軍大臣の監督の下に立つも其監督を受くるの寬嚴疎密は二者自ら其程度を異にせり

此の一千八百八十八年の改革は其結果著しく陸軍大臣の權力及び職務を殺きたり是より以前は砲兵本部は全然陸軍大臣に専屬し陸軍大

臣が其省内の政務に權力を行ふことは他省大臣に同じかりしも今日は砲兵本部の事務は殆んど皆軍令本部に移され軍令本部長の位地も亦た昔日の如く陸軍大臣に專屬せず彼れ能く陸軍大臣の或る監督には従はざるへからすと雖も陸軍大臣亦た自己の意志に任せて軍令部長を願使することを得ず亦た或る一二事件に就ては命令を爲すことを得るも總ての事件に就て命令の權を有するにあらず軍令部長は軍令部長固有の職權を有して陸軍大臣に專屬せず却て軍令部長は國王と直接に軍機を賛畫するを得て陸軍大臣の執奏を待たざるものあり故に軍令部長は或る行動の範圍に於ては殆んど全然たる獨立の位地を有す其之を除くの外は彼れ實に陸軍大臣の配下に屬するに相違なし唯陸軍大臣は敢て彼に命令を下すことを避く陸軍大臣と軍令部長とは俱に卓を同ふして議決を要する問題を論議す而して軍令部長の

説は無論文官たる陸軍大臣の精神を動かすに足るの大勢力を發揮するや明かなり但し權限爭議の場合に於ては陸軍大臣の意ふ所常に勝を制するのみ

現今陸軍大臣の職務は會計の監督及び大臣の當然の監督とも稱すへき監督詳言すれば總て軍政事務に於て法律成規の行はるゝや否やを確むることを要するの職務此の他最終に數ふへき陸軍大臣の職務は政治上の監督即ち軍隊の行政及び措置は政府が現在及び將來に執る所の内治外交の政略に相契合せんことを期せざるへからず尤も陸軍大臣も此の政略上の監督を行ふには總理大臣は勿論其他の内閣諸大臣と與に協心戮力して以て事に従ふ可きは固より當然なりとす軍令部長が軍隊に下す所の軍令教育軍紀風紀等に關する一切の處分及び案件は會計又は政略の問題に繋らざる以上は彼れが執行すへき

當然の職權として全く陸軍大臣の干渉を免るゝ所たり陸軍大臣固より軍令部長の處分を知悉せざるにはあらずと雖も前記の事項に對し干渉を試むるは其干渉手段の緩嚴粗密に拘はらず往々職權を濫用し本分の職責を守るべき軌道を逸するとの謗を來すことを免れず然れども若し軍令と軍政とに兩屬すべき混成の事項ならんか常に其利害の關係を有する諸官憲と合議を経て然る後處決せざるへからず請ふ次に其二三を例舉せん

軍令部長は下級士官の初叙任命及び進級の上申を爲すの權を有す但し之を國王に奏請するの前に豫め陸軍大臣に通知するを要す是れ陸軍大臣には其通知を受けて果して適法なるや否やを査認するの權ありはなり若し夫れ高等將校の任命に繋る事ならん乎其人物の如何に因りて大に政略上に影響を及ぼすべきものあり故に上長官以上の昇

進申請には先づ國務大臣の承認を経ることを要す即ち軍令部長は自ら申請書を作り陸軍大臣は之に對し必要と認めたるときは意見書を附す

軍隊鎮壓條例第一條は軍隊に於ける軍紀の森嚴を保持するに必要な規則を制定し及び犯人を或る懲罰に處することを國王の特權たることを明かにせり軍令部長は經驗上軍隊の軍紀風紀を振作するに不利と認むる行爲を罰せんことを陸軍大臣に請議するを得陸軍大臣は其請議の適法にして且つ妥當なるや否やを判決す
全國より徵集すべき兵員を定むるの案は軍令部長より陸軍大臣に稟議し陸軍大臣は之を内閣の議に附して其決議を求め更に之を軍令部長に還附すれば軍令部長は之を國王に奏申す
軍人の階級及び褒賞の事は軍令部長の申請に依り陸軍大臣之を決す

軍人の俸給額を定むる事に就ては尙ほ大藏大臣の承諾をも受けさるへからず各地の市府兵營及び各要塞に駐屯すへき軍隊の配置も亦た陸軍大臣と軍令部長との協議を待て行はるるものなり其起案者は概ね軍令部長にして軍令部長は陸軍大臣に向つて軍隊配置上の計畫に就き之か承諾を求むるものとす

戦時若くは有事の際其遠征軍の司令長官及び其以下一部團司令官を任命するは内閣なり遠征軍の兵員を定め及び軍略を是認するも亦た内閣なり此の場合に於ては陸軍大臣は單に内閣命令の執行者となり本國に留任せる軍令部長は遠征軍に對し直接には何等の威權をも有せず軍令部長の特有せる職權は遠征軍司令長官代りて之を行ひ而して遠征軍司令長官は直に陸軍大臣に屬し陸軍大臣より政府の名を以てする一切の命令を受くるの外絶へて他の羈束を受くることなく始

終陸軍大臣とのみ往復して事を處するあるのみ

第五 印度省 嚮に一千八百五十八年を以て現時の印度帝國が英王國の版圖に編入せられし時に於て議會の決議を以て新に第五省を創置し以て印度會社が從來掌握せし所の諸權を收めて此の新設省に管理せしめたり之を印度省と云ふ

現今印度帝國は責任ある政府を有せず亦た代議政の機關をも有せず其行政は恰も英國王家直轄の殖民地に於けるか如く國王陛下の諸權を承遵施設する所の官吏に因りて執行せらるる而して印度本地の行政長官としては印度太守あり即ち英國の副王なり副王は參事會の協賛に依り印度大臣の監督の下に在りて頗る強大の權力を有す印度高等參事會は印度太守を補佐し常に太守の左右に在りて二方面の職守に當る即ち一面行政機關としては五名を以て組織し此の五名は各々行

政の一部を擔任し總ての行政問題を提理す又他の一面立法機關とし
ては右五名の外更に員外參事員若干名を加へ印度太守の承諾を受け
且つ中央政府英本國政府の監督の下に立ち法律を制定し廢止し及び
修正するの權を有す但し特に緊急の場合に於ては印度太守は專斷を
以て印度帝國の安寧を保ち及び秩序を全からしめんか爲めに緊急命
令を發することを得然れども此の緊急命令の有効期限は六箇月を過
くるを得ず又印度太守の下にボンベイ及びマドラスに於て州長を置
く此の州長亦た州參事會の協賛に頼りて行政を施行す而して州參事
會は其管轄内の利益に限りて特に命令を發することを得るの權あり
更に州を分て國とし國に國守を置き以て國の行政を管理せしむ
總て印度太守以下國守大憲及び參事官は印度大臣の最上權の下に屬
し其職權略々殖民大臣か英王家直轄の殖民地に於けると大同小異あ

るのみ印度大臣は印度地方太守の報告を受け及び倫敦政府の命令を
傳達し之に政略上の方針を授け其行政を監督す又參事會の協賛に依
り若くは協賛を受けずして發布したる法律及び命令を再閲し若し不
都合と認めたる場合には之を破毀することを得其他豫算を定め及び
倫敦の印度省中央政廳に缺員を生ずる時は之を補ひ又は新官を任命
し議會に對しては印度帝國の政治に就き責任を負ふ而して印度大臣
亦た殖民大臣の如く自身に外交並に商業政略を操縦し而して印度の
内政に關しては印度の地方官に委任するの餘地綽々として餘裕あり
印度大臣と殖民大臣との間に職權の相異なる要點は其行動を爲すの
方法は是れなり即ち殖民大臣は總理大臣及び内閣の監督の下に立ち服
從的局員の補助に依りて行動するも印度大臣は參事會の協賛に依り
て行動し或る場合には義務として參事會の意見を叩き又は或る場合

に於ては其承諾を求むるを要す

印度參事會は昔時政府の名を以て印度會社役員の行政を監督せし所の監査局の繼承者たるに過ぎず參事官は裁判官の如く終身官なるか故に兩議院の建議に由るの外免黜の厄に遭ふことなし而して其定員は十五名にして一千八百五十八年印度省の創置せられし當時は其内七名は從來の印度會社役員より選拔せられ他の八名は直接に女皇陛下より任命せられたりき然るに今日は最初の七名の後任者は參事會自身に推選したるものに係り其他は政府の任命する所なり參事官の推選任用は可成的參事會に於て常に印度在勤の官吏若くは少くも十年以上印度に居住したる者の多數を保つことを計り之を推舉するを要す而して參事官は下院議員となることを得ざるの制限あり

印度參事會は印度大臣を議長とし若くは大臣の任命に依る副議長を

議長とし毎週一回又は數回(大臣に於て必要と認めたるとき)開會するものとす議事は多數決に依り若し可否正半數なるときは議長の裁決する所に依る又參事會は印度事務諸般の事を執行する爲め八部の委員を組織して各々分掌せしむる所あり即ち收入裁判土木兵備會計統計商業貯蓄等に關する事務是れなり

前記の如く組織したる參事會は印度省に對し屹然獨立の地位を保ち印度大臣に自己の審議評決せし所を開陳し同大臣の行爲を助け及び之を監視するの職權を有し凡り印度の政務に關しては悉く預り聞かざるはなし而して印度大臣の下に立ち同大臣より大英聯邦國と印度政府とに交渉せる庶政を施行するの權を享受す然れども嘗て命令的の動作を爲すを得ず又大臣に向つて命令する能はず亦た強て自己の決議に従はしむる能はず故に參事會の意見を以て大臣の意志を羈束

三〇二

するは異常例外の場合に外ならず一二の例を以て言へは印度の収入を以て印度の諸經費に充つる事印度太守及び州若くは國の太守に附屬する參事官の任命の事等是れなり此の數者は必ず印度參事官の承諾を要するものとす之を除くの外は一切の問題に就きて一應參事會の審議に附せらるゝも參事會の意見は單に大臣の參考に供する勸告的價值を有するに過ぎず大臣は必ず參事會の意見を叩かざるへからずと雖も毫も其決議を遵奉すべき義務を有することなし但し參事會多數の議に従はされは自己の決心の理由を説明し且つ參事會の意見を議事録に記載して長く保存するの義務あるのみ然れども事實に於ては參事會の意見は大臣の決意に大勢力を有するか故に大臣が參事會の議を採納せざる事の如きは幾んど罕事に屬せり

印度大臣は部下の官吏屬僚を選用するに就ては參事會より些も容喙

せらるゝことなし又大臣は參事會に諮詢せずして直に印度事務に關する議案を議會に提出するを得又必要なる場合には參事會に知らしめずして秘密命令若くは通信を印度帝國に發送するを得

英本國の議會は豫算案提出の際並に決算報告の時に於て印度政務の監督を行ふのみ印度の歲計豫算は參事會の協賛に依り印度大臣之を調製して下院に提出す然れども下院は此の豫算を審議決定せず唯當該年度の歲入及び歲出の證明に對し形式上の決意を表示するを以て満足し間々某税某收入の徴收を命令し若くは批難するあるのみ然れども印度政府にて發行する國債は下院の承諾なければ増發するを得ず決算は議會の検査監督を受くる爲め議院の前に提出するを要す議院が印度の政治上に容喙して論評を試むるを得るは此の決算検査の時

時に在りとす

第六 大藏省 英國の財政は久しく「ホルド、ハイ、トリ、ジュリー」(大藏省)の管轄内に置かれ既に第十八世紀間に於て幾回か委員會に附托せられたりきハノーヴル家の王位に登祚せし以來大藏省内に五人の事務官を置き之をして英國の財政を掌らしめたり

或る若干年間大藏省は真正なる財政の實權を握り省内の官吏各々一部の財政に當り以て積極的事務を經營せり然るに其後漸くにして諸權は一括して一人の掌裡に歸し從來數人か分掌せし所の職任は隨つて閑散無爲の曠職と化し今や財務の行政が大藏省の管掌たることは殆んど有名無實に屬し實際の事實に於ては一人の權力者之に代りて其職權を收攬したり一人の權力者とは誰りホルスト、ロルド、フスト、リ、ユリー大藏大臣の官名ある者にあらずして出納大臣チャンセラー、オブ、エキスチエカー即ち是れなり

故に今や大藏省は五人の重職によりて組織せらる即ち總理大臣出納

大臣及び三人の「ジョニヲール、ロルド」是れなり此の五人均しく議會の議員にして大抵下院議員より出づるを常とするも此の五人の地位に至つては各々同しからざるを以て隨て同一の事務を執掌することなきは勿論なりとす

されは大藏大臣の官名は毫も真正の職權を有せず亦た財政上には勿論其他の省務に於ても更に實權を有せざる所の一官人(首相を斥す)に與へらるゝ所の一の榮稱たるに過ぎず然れども一旦此の榮稱を冠する者は同時に内閣に一椅子を占むる者にして殊に今世紀の初より以來此の榮稱は英國大宰相の頭上に冠するを以て慣例とするに至れり(二千八百八十五年に於てサリスベリー侯か一度此の慣例を破格したるは例外とす)

又總理大臣にして兼て大藏大臣の榮稱を帯びながら同時に出納大臣

の官名職權を兼有するの例少しとせず其實例一二を擧ぐれば一千七百八十三年乃至一千八百一年に於けるピット氏一千八百四年乃至一千八百六年に於ける同氏一千八百一年に於けるマツチントン氏一千八百九年に於けるペルスツール氏一千八百二十七年に於けるカンニング氏一千八百三十四年に於けるロベルト・ピール氏及び最近の一千八百八十年に於けるグラッドストーン氏等是れなり出納大臣は即ち眞正の財務大臣にして此の位置を占領する者は下院議員より出づるを常とす蓋し下院は財政の監督上意を用ふる最も切實にして權力を有する甚た大なればなり出納大臣に任せらるゝ者は最も財政に適任の人にして且つ最も多數黨の勢力を占むる者ならざるへからず故に時としては總理大臣自ら之を兼攝せること既に前段に例擧したるか如し

抑々財政の事務は英國に於て古今最も重要にして且つ最も複雑なる國務と看做さる或る人謂へるあり何れの省も英國の大藏省程事務の繁劇なる省を見ず又大藏大臣程多くの官吏を部下に有する大臣あることなしと是に於てか知る大藏大臣自身の行動は部下に直接勢威を及ぼすこと微弱にして亦た其監督も他省大臣の如く周密ならざるへきを加之省中の行政も亦た數箇の局課に分掌せしめざるへからず其數箇の局課には或は常任の局課長あり或は議會出身の局長もありて或る程度に於て獨立して事を行ふものあり或る部長の如きは内閣中の一椅子を占むる者あり是等部局長に對する直接の監督は大藏省中の書記官三人を以て之を行ふ其三人中一人は常任書記官にして他の二人は議院選出の書記官(譯者曰く是れ所謂政務官にして内閣と進退を共にするもの)なり大藏省中大體の要務は此の三人の書記官に因て指揮せらるゝと謂ふも過當の言に

あらざるへき歟議院選出書記官二人中の一人は財務官と稱し收入事務を監督し租税の領收證を交附するを掌る他の一人は殊に之を議院出身書記官と稱し大藏省中に於て使用する數多の屬僚下官の任命を幹旋す又此の議院出身書記官は特に省中經費の監督を爲し財政問題に就きては同僚に自己の意見を開陳するを得書記官及び各部局長は毎週二回會議を開き事務の統一を謀り且つ疑問を論定す而して大藏大臣は未だ嘗て是等の會議に列席することなく書記官より毎週調理したる事務の報告を受くるのみ尤も事件の特別に重大にして先例恒規を以て律し難き場合なるか若くは一難問の政略上に關係を有するものなるときは省中の會議は唯意見を述ふるに止まり敢て決斷の處置を爲さず獨り大臣之を裁決するあるのみ

大藏大臣は其省内の高等官屬官の任命を一に議院出身の書記官若く

は部局長に放任して自己は殆んど之に關知せざるものゝ如し故に議院出身の書記官等が省中の官吏を登用するは全く勝手次第にして其大臣の意見を聽き然る後處分するものゝ如きは唯樞要の官吏を任用し若くは陞叙するときに限るのみ

大藏大臣たるへき主要の職務は歳計豫算の調製是れなり而して豫算調製に就き如何なる割合に當るへき者なるかは前既に述べし所の如し大藏大臣は全國財政の平衡を保持するの責任を負ふものなれば他省所屬の經費就中文事行政廳陸海軍に對して云ふの經費に對しては頗る強大の監督權を有し他の同僚大臣も苟も經費の増加を要する諸般の措置を爲さんとせば先づ大藏大臣の同意を得ざるへからず

「ジョニヲール、ロルド」(參事官)の職は空權にして大藏省中の純然たる儀式的の雜務を執るのみ彼れ許多の文書に調印すと雖も其文書の立案

制定には毫も干與せず一面省中に在りては日々に種々雑多の總代人及び使節等に面接して以て大臣及び書記官の微勞を減省するあるのみ又一面議院に在りては自黨の首領を補佐するを務むカンニング氏は嘗て「ジョニヲール、ロルド」の職務を評して彼は一議院を成立して之を守護し而して諸大臣の贊成稱揚するの役目なりと

大藏省八局の中二局は議會の議員より出て、其長官となり隱然第二等大臣の勢位を占む此の二局は名けて局と云ふと雖も其實は殆んど個々獨立の一小省と謂て可なり二局とは何りや郵政工部の二廳是れなり

郵政廳長官は第二等大臣中の首席にして且つ他よりも其獨立權最も強大なり彼は此の重要なる政務の長に當り威權赫々殆んど常に内閣員に列し大藏大臣の下に隸屬すと云ふも是れ僅に收入と支出との監

督を受くるのみにして之を除却して以外は卓爾として獨立の權を有し毫も其干渉を受くることなし

郵政廳長官は郵便及び電信の行政を總理し二千有數の屬員を使用して之を分掌せしむ又長官は大藏大臣の同意を得て英王國內地の郵便及び電信事業の擴張及び郵便電信局新置の事を處決す又鐵道會社と郵便取扱の契約を締結し諸外國と萬國郵便及び電信條約を規定すへき談判を爲し郵便及び電信に就き愁訴及び要求の件を處斷す又長官は郵便事務員の缺員を補ふの權あり但し之には一二の除外例あり即ち法律は大藏大臣に委するに郵稅收入總監の任命を以てし而して首部要所の郵便局長は大藏省の書記官(議院出身の書記官)之を任命すること是れなり

工部廳(公共の建造物をも兼理す)は表面長官一人書記官五人商政會議

長一人を以て組織せる合議體を以て其事務を總理す然れども實際は世人が第二等大臣と認むる所の長官其事務を掌理す此の工部廳長官亦た内閣の一椅子を占むるの例あり抑々英國に於ては土木工營の事業は大陸諸邦に於けるか如く重要ならず英國政府は直接に交通の道路及び之に附隨せる鐵道橋梁掘割等の工營を爲さず是等の工營事業は一個人の發企若くは地方自治體の直營に放任しあればなり英國は國家の當に爲さるべき所からざる所の監督將た國家の當に爲し得べき保護は工部廳の職權にはあらずして反て他廳即ち商政會議の職權に屬す工部廳の獨り本務とする所は王室宮廷の保存及び修繕並に陸海軍に屬する建物を除くの外國家の所有に屬する一切の建物の造營修繕及び裝飾等なり此の他王室の庭園倫敦府及び其附近の公園を監督するの權あり然れども工部廳長官は議會の決議を以て命せられたる

工事を除くの外大藏大臣の承諾を得されは何等の工事も起工することを得ず又大工事の經營に就ては大藏大臣に對し精細の費用を證明せざるべからず長官は自身の獨斷にては其省内の官吏を命ずるの權力をも有せず

第七 海軍省 英王國海軍の軍政は嘗て英國陸軍々政の如く數個の部局に分轄せられしことあらず第十六世紀頃より海軍々政は海軍大將一人の手に掌握せられたりしか今日に至りては其大將の手より海軍省の所轄に轉移せるに過ぎず今日と雖も海軍省は常に海軍の行政を處理するのみならず其職權は海軍々令に屬する事項をも及び海軍の紀律及び教練の事をも併轄する所なり故に英國の海軍省は海軍の上には就ては彼の陸軍に於けるか如く陸軍大臣と參謀本部と分轄する處の諸權を一手に掌握する所なり

海軍の高等官は議長(フホルスト、ロルド)及び海軍參事官若干名を以て成る海軍高等官會議長は即ち眞正の海軍大臣にして常に内閣員に列し而して大抵下院の推選に係り必ずしも海軍將校に與ふるに海軍大臣の地位を以てすることを常とせざるなり海軍參事官中海軍「ロルド」あり其定員は時の内閣の定むる所に依り一定ならずと雖も未だ嘗て二人より寡からず亦た五人より多きことなし此の内一等官二等官等の官等ありて人呼んで一等「ロルド」若くは二等「ロルド」と謂ふ大抵海軍現役將校中の將官佐官なり右の海軍參事官は必ずしも會議々員より出づるを例規とせず寧ろ近來は議會外の人物を任ずるの風を馴致せり參事官も通例内閣の更迭と進退を與にするものなれども何時の頃よりかこの風亦た一變して參事官中の一二人は殆んど永久官と見做さるゝに至れり尙ほ此の他に議會の推選に係る所の純然たる文官一

人を加へて海軍高等官の全員となる

英國海軍省は其大藏省の如く實權なき虚飾的の官職を株守するものにあらざるなり隨て省中の全權は大臣一人に屬するにあらずして海軍高等官全體に屬す故に海軍事務は總て此の各高等官の同意を經及び高等官の名を以て處理せられざるものなし土曜日を除く外毎日正午海軍大臣議長席に就き海軍高等官會議を開き各々主任の報告を爲し發議を提起し及び論題に對し意見を述べ海軍大臣固より他を折服するに足るの偉大なる權力を有し往々擅決權を用ゆることは辯を俟たず何となれば大臣は議會に對し海軍行政の責任を負ふも「ジョニヲール、ロルド」則ち海軍高等官は自身に於て眞實主任となり及び參與したる處分を除く外議會に對するの責任を有せされはなり然りと雖も大臣亦た高等官會議の決議に反するの決定をなすを得ず亦た高等官

の承諾を経ずして何事も爲すことを得ず若し大臣が提起したる發案高等官會議に納れられさるときは大臣は内閣及び國王に賛成を求め然る後其賛成援助に依りて勢を得て容易に高等官の抗議を挫き以て自己の素望を達するの一途あるのみ若し尙ほ高等官の一二人飽きて前論を固持して聽かずんは大臣は之に辭職を勸告するを得要するに大臣は大臣自ら推選したる有數高等官の補助に頼りて海軍行政を處理すへきものにして大臣には必ず此の高等官の補助を請はさるへからず乃ち高等官は必須不可缺的の補助者なり若し大臣にして高等官中自己の意に満たさる者あらは之を擯斥するも可なり然れども事實に於ては大臣が自己の意見を徹頭徹尾貫通せしめんか爲めに高等官の一二を排斥する如き非常手段を取ることとは極めて罕事に屬する所なり

去る一千八百三十年ゼームスグラハム氏出て海軍大臣の職に就きし時氏は海軍高等官の各個人に主任の特務を分掌せしめ彼等に海軍行政の諸監督を分掌せしめ自ら海軍の最上統督の權を握ることとせり此の改革は爾後海軍行政の上に好結果を奏せしかはグラハム氏の前例は自然に後繼者の準據する所となれり抑々海軍大臣は任意に海軍高等官に分掌配職を命ずるを原則と爲すと雖も實際に於ては常に大體重要な點は最初の配置を存して敢て之に取捨を加ふることなし故に内閣は頻々更迭し大臣の椅子は幾回其主を換ふと雖も其都度改正變更を加ふるは唯末節細目に過ぎざるなり

海軍大臣は常に海軍の主裁權を掌握し政策的及び財政的問題を決定し海軍所轄の經費及び歳計豫算案を承認す又海軍省文武官の補任及び昇級を爲す但し内閣に申請を要するの任命及び海軍一等「ロルド」

に委任せられたる任命は此の限りにあらず又海軍大臣は海軍士官に賞與を行ひ勳章を授與し及び處刑を受けたる海軍士官及び水兵に恩赦を與ふるの權を有す又緊急必要の場合に於ては獨斷を以て臨機の處分を爲すことを得

海軍一等「ロルド」(大抵海軍將官を以て之に任す)は恰も彼の陸軍に於て軍令部長の有せる所の諸權の大半を享有す即ち彼は海軍の風紀軍規を維持し艦隊の離合聚散を號令し運用及び航海の命令を下す海軍大臣は此の海軍一等「ロルド」に海軍尉官及び兵曹等の任命を委任することさへあり

海軍一等「ロルド」を除き自餘の海軍高等官は各自夫々分掌の職分ありて行政の一部に任す其中文官一人ありて會計の監督郵便事務海軍教官海軍諸學校の事務等を掌理す

海軍一等「ロルド」の命令の直下に常任書記官一人議院出身の書記官一人を率ゆ此の二人の書記官は官制上海軍省の官吏にはあらず毎日海軍高等官會議に列席すと雖も發言の權あるにあらず然れども斯く法律上の權力は毫も有せざるに拘はらず海軍行政に就ては實に隱然強大の勢力を有し時に依り海軍高等官を凌駕するの權力あり

第八 商政會議 往時第十七世紀の頃查理斯二世王の治下に當て商政參事會と稱するものありしか其後間もなく現今の商政會議となりて更に之に殖民地の行政事務を附屬せしめたり其後一千七百五十八年に於て殖民省の創設ありしより以來商政會議の職權減縮して純然たる參事會となり自身に執行を爲すの權を失ひ遂に一千七百八十二年には全然廢停せられたり然れども後間もなく一千七百八十六年に於て復た樞密院の一部に商務委員の組織起りしか職權次第に擴張

して忽ち樞密院より分離し全く獨立の行政廳と看做すへきものはなれり

商政會議の組織は前に述ふるか如く幾回の改造變遷を經過して今や議長一人副議長一人樞密顧問官若干名を以て組織するに至れり其樞密顧問官中の大半は各々至高の官職を帶ふるものにして即ち就中總理大臣各省大臣大藏大臣海軍一等「ロルド」ランカストル侯下院議長等あり商政會議の事務は實に若干年間參事會の評決を以て處理せられ其參事會には必ず三五人の出席せざるはなかりき故に商政會議は適當に謂へば執行廳即ち行法廳にあらずして議政廳なり即ち商政會議は自ら意見を具して諸大臣に勸告助言を與へ及び商業上の法規に關する勅令の立案を爲すを以て本職とするものなり例へば通商條約に就ては外務省に其意見を開申し海關稅及び物品稅に就ては其意見を

大藏省に開申し商業上の利益と殖民地との關係に就ては殖民省に其意見を開陳するか如き是れなり

現在第十九世紀中に英國の商政會議は二回の大改革に逢着したり蓋し今世紀間の商業交渉の著大なる發達凡百工藝の大進歩鐵道の伸張海運の隆興等は立法者をして舊組織に退嬰保守せしむること能はず勢ひ内外公私の利益を保護するには大に内外の商業に大權者の干渉と監督とを要することゝはなれり是れより以來商政會議は前記の任務を盡さんか爲め昔日の議政官に安然たるを得ず自ら進んで眞正の行政執行官應となり以て法律執行の責に任し商業上に於ける公益を保護するを以て任とせざるへからざるに至る斯の如く法律は商政會議に執行權を増加するに從て合議體の評議を以て一々事務を處決するは所謂路傍に室を築くの謗を免れされは漸次に其執行權は議長一

人の手に落つることとなりぬ是に於てか議長は獨り真正の商務大臣にして商政會議の稱は一千八百六十七年副議長の職を廢せしより以來遂に空名のみに歸せり今世紀の最近四分一の年間は議長は常に下院委員の申請に據り内閣員に列せざるはなかりき

商政會議の職務は十一部局に分たるゝと云ふと雖も概ね複雑にして統一を缺く其十一部局中至要至切なる部局は商工業の統計表を調製するものは是れなり其他は大抵昔日の評決的の商政會議の舊態を繼承したるに過ぎず

今の商務大臣たるべき者が最も力を致し最も直接に且つ屢次に干涉を認むるは會議の意見を評決するにあり稍々重要な意見を申請せんと欲せば必ず商政會議長の承諾を受くるにあらざれば商政會議の名を以てするを得ず商政會議長は商業に關する議案及び規則の取調

立案に就ては自身に之を掌理し敢て他人に委任せざるなり

此の他商政會議の所轄に屬する事務中殊に列擧すべきものは鐵道及び馬車鐵道の監督及び其取締商船の監督即ち商船の艦裝及び乗組人取締商船内の衛生規律及び船員の給料等に關する法律規則の執行は果して正當に行はるゝや否やを監督すること商港燈臺水先人の監督度量衡の取扱合資會社組織の登簿特許及び商標の保護漁業取締海員の利益の爲めに設立せる會社の會計生命保險會社の監督等なり

第九 地方政務廳 地方政務廳は英國行政各官廳中最終の設立に係り最も新らしき官廳の一なり其創設の必要となりしは地方行政廳に委任せられたる行政の總轄を爲すべき中央行政權より地方行政廳に干涉すべき事項の増殖せしに因る一千八百三十四年に貧民救助法の改正ありしに因り之か爲め貧民救助局設置せられ以て救助法の施行

を監督する所とせり此の貧民救助局は委員組織にして其委員には任期ありて更代を爲す内務大臣は其委員長たり其後一千八百四十七年に其組織を改正し大に事務を振肅せしか爲め下の五名を以て委員とせり即ち委員長は下院より推選せらるべきものにして一個獨立の大員たる地位を有する者他の四名は内閣員より出づるを要す即ち樞密院議長内務大臣大藏大臣及び掌櫃官是れなり然るに最終に復た之を改正して今日の地方政務廳とはなれり即ち今の地方政務廳の濫觴は昔日の貧民救助局にして之に他の要務數件を添加して成りたるものなり

現時の地方政務廳は議長一人(國會議員)官吏四人を以て組織す其四人とは樞密院議長掌櫃官内務大臣及び大藏大臣是れなり然れども是れ亦た大藏省と均しく空名のみ合議體の委員にして實際は議長自ら書

記官の輔佐を須て諸般の事務立ところに措辦せざるはなし書記官は

一人は議院出身他の一人は常任書記官此の他に屬官若干名あり

地方政務廳は大英全國の郡町村寺區及聯合寺區等の地方行政區に對し法律施行の如何を監督し地方警察及び地方教育を除く外是等地方行政區に對し中央政權の有せる監督を執行するものなり

地方政務廳の職權は概ね左の四要項を兼攝す

- 一 貧民救助の取扱方
- 二 公衆の衛生 地方政務廳は常に市府町村寺區等に於ける衛生的改良を促すべき事業を監督し殊に職工の住所の衛生を監視す此の點に就ては其權力頗る強大にして地方行政區に對し命令を發するを得若し地方行政區其命令を拒むときは地方政務廳自ら代りて直接に臨機の必要に應ずべき處分を爲すを得

三 道路及び橋梁

四 地方の財政 地方行政區に於て公債(市債郡債等)を起さんと欲せば内務大臣の許可を受くるを要す然れども其決算は地方政務廳に證明して其検査を受けざるべからず

彼の商政會議長は其廳内人員の外其命令の下には十二人の監督官を有す其他には公衆の衛生事務に従事する若干人員あるのみ此の十二人の監督官は貧民救助を監督するを任とす地方政務廳長官は之に異り議會の決議に依り委任せられたる規則制定の權を有し其權力頗る強盛なり

第十 樞密院の教育委員 夫の一千八百三十三年に於て英國議會か教育の普及を計り學校を擴張せんか爲め殊に新財源を決議せし迄は英國の中央政府は常に教育の利害を顧ることを爲さず一たひ教育費

の支出を決議せし以後は毎年教育費の支出可決せられ一千八百三十九年には樞密院内に教育委員會の設置あるに至れり抑々教育委員會は内閣員若干名を以て組織せられ議會の協賛を得たる經費の分配を爲すことを任せり其後降て一千八百五十六年に至り此の委員に樞密院議長の命令の下に眞正の行政官を形成すへき行政官の資格を附與することとなりぬ最終に至りて教育委員會副議長の席を設け此の副議長こそ所謂二等大臣の地位に在りて文部の實權を握る而して此の副議長は常に下院議員より選出せらるるものなり

教育委員會は樞密院議長を以て議長とし副議長一人内閣大臣若干名を以て組織す内閣大臣を教育委員となすには内閣の更迭ある毎に之を指定するものなり教育委員會は彼の海軍高等官會議の如く行政團體にあらず法律は教育委員會に向ひ教育上の細務小節に容喙すること

とを任せずして唯教育上の規則命令を發布するに就き意見を述べしむるのみ而して教育一切の行政事務は議長否寧ろ確的に之を言へば副議長に委任せらる而して教育委員會は自身は毫も決定の權力を有せず従て此の教育上責任ある二大臣(樞密院議長と教育委員副議長)に對し委員會の意志を命令して之に服従せしむることを得ず彼の商政會議若くは地方行政應議と粗々相似て而して非なるの點は純然たる有名無實の會議に陥らざるの一事あるのみ即ち教育會議議長は時々委員を召集して諸規則及び重要の問題を討議せしむ然れども委員は各々一省の長官にして其本務に繁劇なるか爲め召集に應じて會議に列席するは極めて稀にして殆んど一回たも出席すること無き者あり然れども假令各委員召集の通知を受け出席せざるも議長及び副議長は擅斷即決して庶務を處理するの妨とならず法規上理論上より言へば教育事務の全

權は教育會議議長即ち樞密院議長の一身に集まるか如しと雖も實際は然らずして真正の文部大臣たる者は教育會議副議長にあり其真正の文部大臣たるか故に或時は入りて内閣の一椅子を占むることあり而して教育一切の事務を總理する者は此の副議長にして省中重要なる事務の一なる經費分配の事も此の副議長の處決する所に係る而して實は副議長單身獨力議長の承認を受くべき事項と否とを選定し其承認を受くべきものは之を受け其他の事務は十中の八九副議長の專決に任し議長は全く之に關知せず是に由りて之を觀れば文部教育の行政は結局教育會副議長に專任するものなり但し重要なる事件に限り議長の意見を聽く事及び重要事件を決するの前に當りて委員會を開會するとき臨み形式上議長の名を以て召集を爲すを要するのみ教育會議の權力は各大學及び各中學に及ぶ能はず英國大學及び中學

は自ら一の自治區を爲し中央政府の得て干渉すへきにあらず故に教育會議の權限は英蘭本州及びガール州の初等教育に就き或る程度に於て監督を爲すに止まる而かも蘇蘭州愛蘭州の教育は全然其管轄外に屬するなり

英國の小學校は聯合寺區より選出せる所の教育會に於て之を經理し區寺設立の小學校の外又別に許多の私立小學校あり中央政府(即ち我文部省に當る)は二箇の職務を負擔す即ち一千八百七十年の法律を以て教育會議は何れの行政區畫に於ても其地方に住居する子弟に十分なる學校の設あるや否や及び其敎訓化育の方法は適當にして且つ有效なるや否やを監督する事並に時々證明せられたる弊害を支鋤し陷缺を補充するに必要なる處分を爲す事是れなり教育會議は此の二重任を負ふか故に諸學校の視學及び師範學校の監督を

行はさるへからず又他の一方に於ては最先の要務即ち議會の評決したる教育費の分配を處理せさるへからず蓋し今日に於て教育費の分配は至要の事となり法律は或る條件を備ふる所の公私立諸學校に國費を以て補助金を配付することを規定したればなり

教育會々議長及び副議長は又教育會委員の干渉を受くることなくして専門學務局を總裁す専門學務局は諸科の専門學校並に技術學校及び南ケンシントンの博物館の事務を掌理する所なり

第十一 蘇蘭事務廳 蘇蘭が英國に合併せられし當時最初の數年間に在りては所謂第三省なるものに於て蘇蘭の事務を管理せしか其後一千七百四十六年に於て之を廢し英國北部事務省の管轄に歸し後亦た(一千七百八十二年内務省に屬し以て近年に至る迄内務省の管理する所なり)一千八百八十五年に至りて復た更に別に蘇蘭事務大臣を

置き一千八百八十七年の法律を以て其権限を一定したり故に蘇蘭事務大臣は大英聯邦國の一部たる蘇蘭に於ては英蘭本部に於ける内務省地方行政廳及び教育會議の有せる諸權を行ふ又別に蘇蘭教育會議ありて事務大臣之か副議長となる彼は宛然蘇蘭に對しては文部大臣の如く亦た内務大臣の如し此の他蘇蘭の土木費として公債を起し及び前拂を爲す等大藏大臣の爲すへき一二の職權をも有するなり

第十二 愛蘭事務大臣 愛蘭事務大臣即ち愛蘭副王は愛蘭に於ける大英皇帝の代表者にして其任命の辭令書に鈐印せらるる所の委任條件及び權力は頗る強大なり然れども其實自身に此の委任權力を行ふにあらす彼れ自身は寧ろ實際の働を爲さずして名譽職を帶ふるものなり主權の全部は殆んど彼の手に在れども彼れ之を行ふにあらすして愛蘭事務省の書記官に由りて行はる此の書記官長こそ即ち真正の

愛蘭大臣にして總理大臣及び内閣の監督の下に立ち事務を取るものなり而して彼れ愛蘭副王たる愛蘭事務大臣は愛蘭の行政に於ては徒に空位虚權を擁するものなるか故に輒近の世論は囂々として頻に此の副王の職を全廢して根底的の改正を要すと唱説するに至れり

愛蘭事務省の書記官長亦た其同僚なる蘇蘭事務大臣の如く愛蘭に對しては殆んど内務大臣たるの權勢にして蘇蘭事務大臣よりも權力更に強大にして各般の事件に觸接するもの亦た頗る擴衍せり今や愛蘭の形勢は大英國政府に取て至大の要務となり隨て其大臣たる者も常に内閣員に列せざるはなし故に其内務省の配下に屬すと謂ふも空名のみ過ぎざるなり

第十三 農務會議 農務大臣は英國政務部に於ける最新の設置に係る一千八百八十三年樞密院令を以て農務調査の爲めに特に樞密院

中に八名の委員を置き樞密院議長を以て委員會の議長たらしむ然れども議長は表面上の名義のみ其實際の事務を執る者はランカストル侯なり是れより以來世人ランカストル侯たるは職員の中に自ら農務大臣の胚胎するあるを見る

一千八百八十九年の法律を以て此の農務會議を改めて新に農務省を設置せしか保守黨は此の新設省に満足せず尙ほ舊に依りて會議の組織とし會議は純然たる空名のみ實は一省なれども更に法律を以て議長即ち眞正の農務大臣の外樞密院議長出納大臣其他各省大臣を以て議員とするの制を定めたり

抑々農務會議長は如何なる事務を執る乎農務會議は不動産に關する法律施行の事を監督し獸醫取締輸入動物の監視害蟲驅除等の事を掌理するを以て其職務とす此の他農事の報告農業調査農業統計の事及

ひ既往の經驗と實際の的證とに因り農業教育農作法の普及を計る等亦た其管理する所たり

第十四 掌櫃官 シャンスリエー掌櫃官の職務は種々の雜務を掌る其種々の雜務中には眞面目に行政の事務として視るべきものは殆んど之なし而して彼は又立法行政及び司法の三權に關知せざるなきこと左の如し

- 一 彼は英國の掌櫃官として議院の可決したる議案を國王に進奏し及び議會の召集延期の救命を奉行す
- 二 彼は上院の議長なり然れども上院に對し毫も權力を有せざる所の一箇不可思議の議長なり議長にして尙ほ提起の諸問題に就き意見を述ふるを得るなり議長たるの椅子は恰も上院外の如く看做さる彼れ若し辯論する所あらんと欲せば侯爵席の上

席に進んで演説せざるへからず

三 彼は上等法院の院長にして又或る特別裁判の事を行ふ故に英國の一判事は政事家にして且つ内閣員なり

四 「シャンスリエー」は民事司法大臣の類なり彼はウエストミニスターの上等裁判所の判事及び特別裁判所の判事を任命す又内務大臣と協議を経て治安裁判所判事の任命を與り聞く然れども其任命に就き實權を有するにあらず彼は又辯護士にクインスカウンセルの名譽稱號を授與するの權あり彼はウエストミニスター裁判所の代表者(主任判事)が郡部に巡回裁判を開くべき時期及び區域を指定す彼は裁判所人員の行爲を監督し又必要の場合には或る判事に對しては對質審問の未免職に至るまでの懲戒權を握る又瘋癲病院及び其他厄介者救助の爲めに設

立せる建造物の經理を總理す

五 「シャンスリエー」は國王の適法の顧問官にして政府は行政上紛議の起りたる困難の法律問題に就き彼に意見を詢ふ而して私益的法律の起案に就ては最も有力なる助言を爲すの權を有す

英國立憲大臣論終

29/10/34

明治三十二年五月三日印刷
明治三十二年五月六日發行

英國立憲大臣論
定價金六錢

版權所有

譯者 坂部行三郎
東京市麴町區一番町六番地

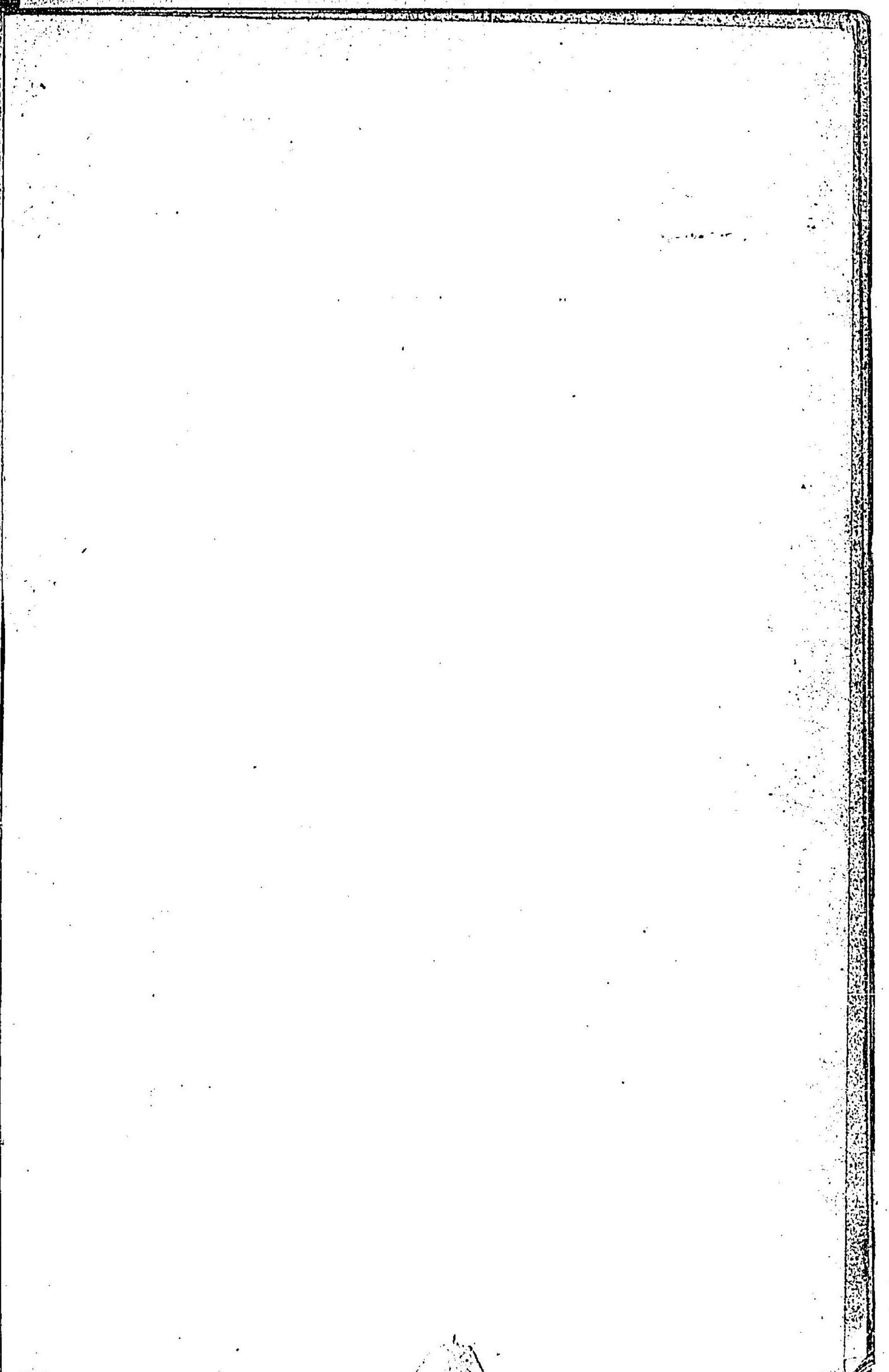
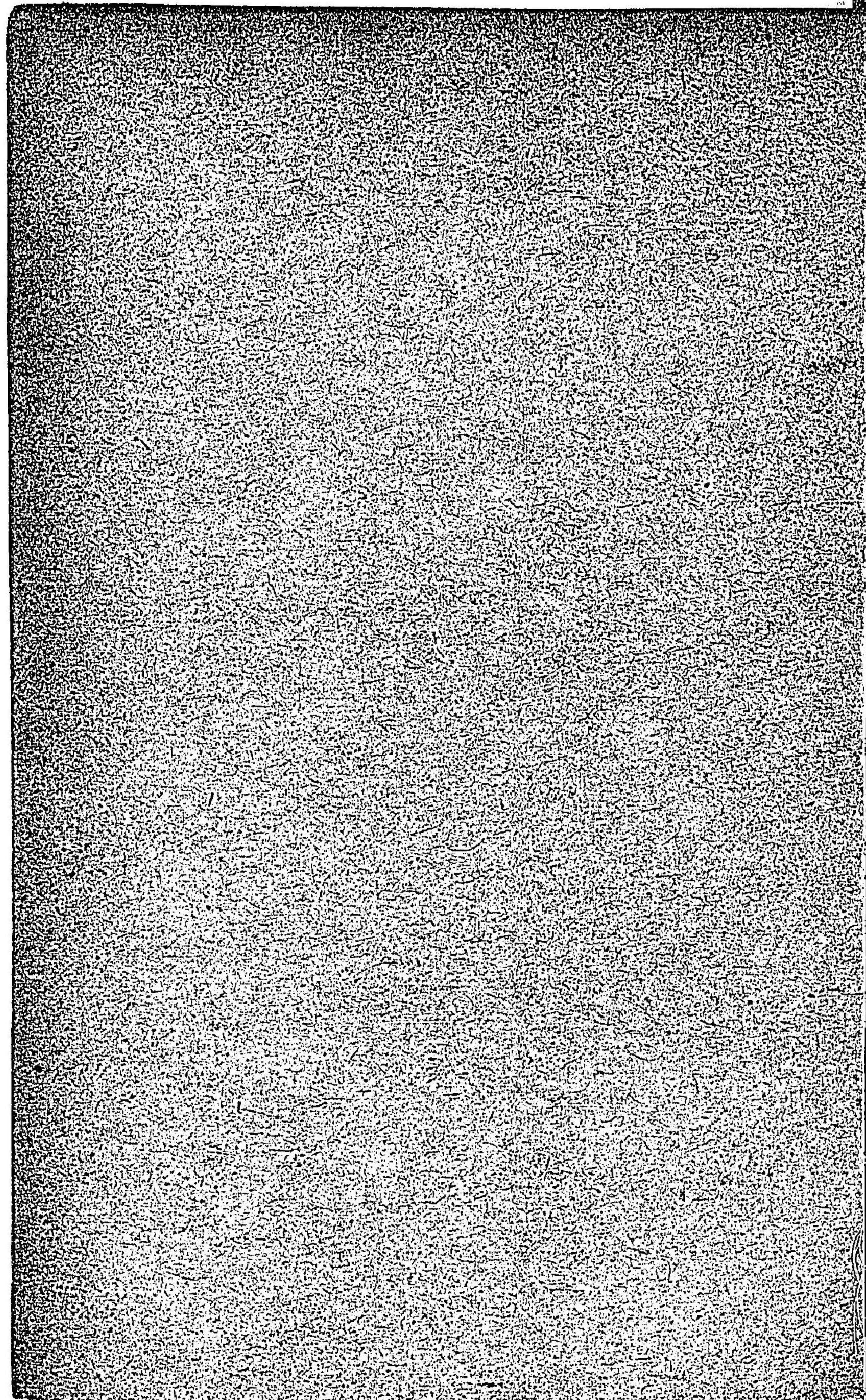
發行者 小柳津要人
東京市日本橋區通三丁目十四番地寄留

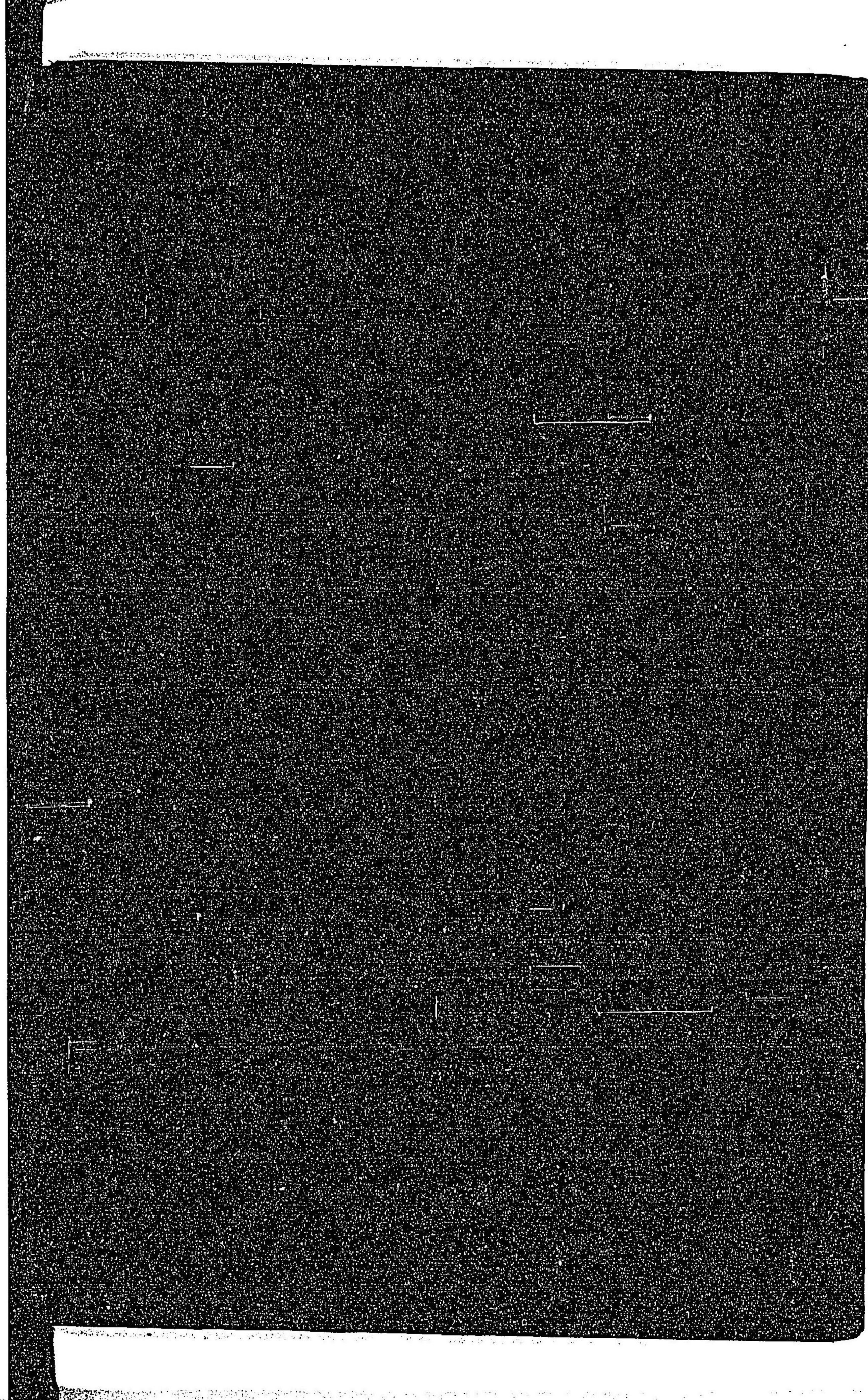
印刷者 星野諤次郎
東京市日本橋區兜町二番地

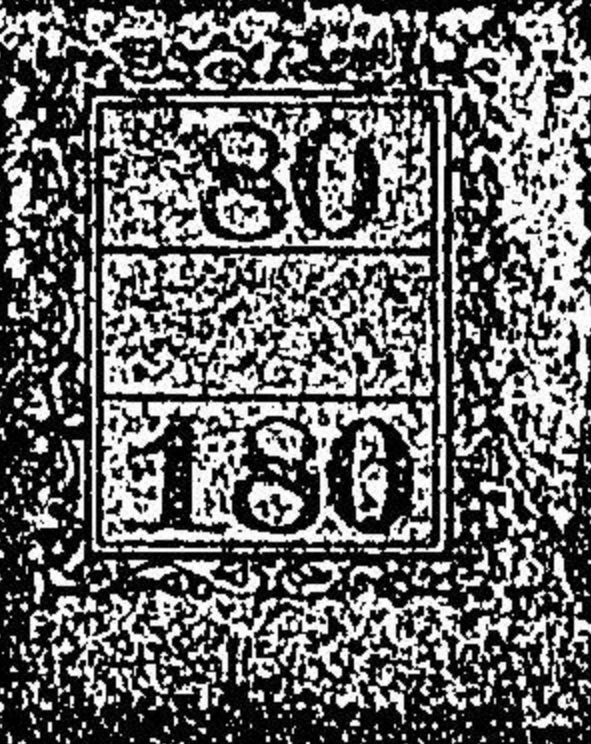
發行所 丸善株式會社書店
東京市日本橋區通三丁目十四番地

同 丸善株式會社支社
大阪市東區心齋橋筋北久寶寺町

印刷所 東京印刷株式會社
東京市日本橋區兜町二番地







031442-000-1

80-180

英国立憲大臣論

デュップリエノ著

M32

BBE-0035

